

令和5年度

学校教育指導指針

(幼稚園等・小学校・中学校・義務教育学校)

本資料ダウンロード先

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/shouchuu/1006362.html>



岩手の義務教育が目指すもの

「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた
社会を創造する能力を育てる「人間形成」

～『岩手県教育振興計画』より～



岩手県教育委員会



はじめに

学校は今、大きな教育改革の流れの中にいます。学習指導要領においては、予測困難な社会を生き抜いて未来の創り手となる子どもたちに必要な資質・能力を三つの柱に整理し、それらを育むために、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を図るよう示されました。また、令和3年1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」においては、子どもたちの多様化やコロナ禍の影響、情報化の急速な進展等、今日の学校が直面している課題を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現のためには、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実が重要であるとされました。現在、各学校で進められている1人1台端末等のICTを活用した学びの推進も、この流れの中に位置付けられます。

本冊子「学校教育指導指針」は、岩手が持つ多様な豊かさや地域とのつながりの中で、知・徳・体を総合的に兼ね備えた、社会を創造する能力を育てる人間形成を目指して、各学校で創意工夫に溢れた教育を推進するための参考資料として毎年作成しています。「いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン」、「岩手県教育振興計画」等に基づき、学習指導要領の趣旨を踏まえながら、学校教育で取り組むべき重点や各教科等の指導の要点について解説しています。例えば、「教育の情報化」について、新たに作成した「いわての情報活用能力体系表」や教科指導等におけるICT活用の考え方を示す資料を掲載しました。また、多様性と包摂性のある社会の実現に向け、児童生徒及び教職員の人権意識の醸成が図られるよう「人権教育の推進」について解説を充実させました。

これからの時代は、多様な個人それぞれの幸せや生きがいの実現に向けた教育が求められており、これまでの皆が同じことをできるようにとあった「そろえる教育」から、多様性を認めつつ一人ひとりの可能性を引き出す「伸ばす教育」への転換が必要とされています。教師には、子どもが本来持っている学びの力を信じ、その力を引き出せるように環境を整え、励まし、伴走することで、「子どもを主語にした学び」を支えることが期待されています。

岩手の教育は、これまで、東日本大震災津波の教訓から「生きる」ことの意義を見つめ、コロナ禍の中で「学校だからこそ出来る教育」を問い直してきました。そしてまた、この令和の時代の新しい学校教育の実現に向けた歩みを着実に進めています。本冊子が、その一助となることを願ってやみません。

目 次

はじめに

- 1 県教育委員会が目指すところ 1
- 2 県教育委員会が目指す具体的な指標 2
- 3 県教育委員会の経営計画 4
- 4 学校教育の重点 5
 - (1) 共通事項として取り組む内容 8
 - (2) 各学校の方針により重点化して取り組む内容 30
- 5 各教科等の指導にあたっての基本的な考え方 32

【資料1】 いわて版情報活用能力体系表例（小・中学校）	(p18, 19)
【資料2】 ICTの活用について	(p20, 21)
【資料3】 教員としての資質向上のためのチェックリスト	(p40)

岩手県教育振興計画の概要

基本目標

学びと絆で 夢と未来を拓き 社会を創造する人づくり



目指す姿

学校教育

子どもたちが、地域とともにある学校において自ら生き生きと学び、夢を持ち、それぞれの人間形成と自己実現に向けて知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身に付けています。

社会教育・家庭教育

県民が、主体的・相互的に連携し、助け合うことにより、家庭の教育力の向上に努めるとともに、地域課題の解決に向けた取組や、文化芸術・スポーツ活動などへの参加により、生涯を通じて楽しく学び、生き生きと生活しています。

取組の視点

視点1 岩手だからこそできる教育、やるべき教育の推進

視点2 郷土に誇りと愛着を持つ心を育み、岩手で、世界で活躍する人材を育成

視点3 学びの場の復興の更なる推進

具体的な施策の内容

学校教育

- 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成
 - ・ 復興教育の推進、地域に貢献する教育の推進、キャリア教育の推進、世界と岩手をつなぐ人材育成、イノベーションを創出する人材育成 等
- 2 確かな学力の育成
 - ・ これからの社会で活躍する資質・能力の育成、児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実、生徒の進路実現の推進 等
- 3 豊かな心の育成
 - ・ 自他の生命を大切に、他者の人権を尊重する心の育成、体験活動等を通じた豊かな心の育成、学校における文化芸術教育の推進、社会に参画する力の育成 等
- 4 健やかな体の育成
 - ・ 豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実、適切な部活動体制の推進、健康教育の充実 等
- 5 特別支援教育の推進
 - ・ 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実、特別支援教育の多様なニーズへの対応、県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進、教職員の専門性の向上 等
- 6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応
 - ・ いじめ防止対策の推進、いじめ事案への適切な対応、不登校対策の推進、健全育成に向けた対策、組織的な相談体制の充実 等
- 7 学びの基盤づくり
 - ・ 安心して学べる環境づくり、目標達成型学校経営、新たな県立高等学校再編計画の推進、多様なニーズへの対応、教職員の確保・育成、教職員の働き方改革 等
- 8 多様なニーズに応じた私立学校教育の推進
 - ・ 特色ある教育活動の支援、社会に貢献する人材の育成、教育環境の整備促進 等

社会教育・家庭教育

- 9 学校と家庭・地域との協働の推進
 - ・ 学校・家庭・地域が連携する仕組みづくり、多様な体験活動の充実、地域学校協働活動の推進 等
- 10 子育て支援や家庭教育支援の充実
 - ・ 子育てや家庭教育に関する学習活動支援、電話やメール等による相談体制の充実、子育て支援グループのネットワークづくり 等
- 11 生涯にわたり学び続ける環境づくり
 - ・ 多様な学習機会の充実、学びと活動の循環による地域の活性化、社会教育の中核を担う人材の育成 等
- 12 次世代につなげる郷土芸能や文化財の継承
 - ・ 学校における特別活動や文化部活動による郷土芸能の継承、文化財の適切な保存と継承 等

岩手県教育振興計画
<https://www.pref.iwate.jp/kyouiku/bunka/kyouiku/ippan/gvousei/1018748.html>



県教育委員会では、「いわて県民計画(2019~2028)」が策定されたことから、令和元年度からの新たな教育振興の取組の指針となる、「岩手県教育振興計画」を策定しました。「岩手県教育振興計画」は、本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けられており、教育行政を推進していく上での学校をはじめとした教育関係者等の指針となるものです。

県教育委員会が目指す具体的な指標

「いわて県民計画(2019～2028)」長期ビジョン

いわて県民計画 (2019～2028)

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/seisaku/suishin/1018014/index.html>



～学びや人づくりによって、将来に向かって可能性を伸ばし、自分の夢を実現できる岩手～

令和元(2019)年度から令和10(2028)年度までの10年間、長期的な岩手県の将来を展望し、県民みんなで目指す将来像と、その実現に向けて取り組む政策の基本方向を示しています。10の政策分野の一つに教育分野が位置付けられており、主要な指標(幸福指標)と一人ひとりの幸福を守り育てる取組が示されています。

この長期ビジョンをもとに、重点的・優先的に取り組むべき政策や、その具体的な推進方策を示し、長期ビジョンの実効性を確保するものが以下のアクションプラン(政策推進プラン)です。

「いわて県民計画(2019～2028)」第2期アクションプラン(政策推進プラン) 指標一覧表

県では、県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会の実現を目指して、第2期アクションプラン(政策推進プラン)を策定しました。これは、令和5年度から令和8年度までの4力年で重点的・優先的に取り組む政策や、その具体的な推進方策の目標値を明確にしなが、教育の充実を図っていくものです。

※ 義務教育諸学校に係る主な指標(令和5年2月最終案段階のもの)を掲載

指標	R3 現状値	R5 目標値	R8 計画目標値	出典 (根拠となる調査等)
◆いわて幸福関連指標 ○具体的推進方策指標 表記がないものの単位はいずれも%				
1 岩手で、世界で活躍する人材の育成 (地域に貢献する人材を育てます)				
◆将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 ※「将来の夢や目標を持っている」に肯定回答する児童生徒数の割合	小 82.1 中 72.8	小 83.0 中 73.8	小 84.0 中 76.0	全国学調
○自分の住む地域が好きだと思っている児童生徒の割合 ※「自分の住む地域には、良いところがあると思いますか」に積極肯定回答する児童生徒数の割合	小 72 中 53	小 72 中 55	小 74 中 60	県学調 児童生徒質問紙調査
○中学校3年生において求められている英語力を有している生徒の割合 ※CEFRのA1レベル相当以上の(英検3級以上の取得及び英検3級以上の英語力を有すると思われる)生徒数の割合	中 42.9	中 45.0	中 51.0	英語教育実施状況 調査
2 確かな学力の育成 (児童生徒の確かな学力を育みます)				
◆意欲を持って自ら進んで学ぼうとする児童生徒の割合 ※「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う」に肯定回答する児童生徒の割合	小 82.5 中 85.4	小 82.5 中 85.4	小 82.5 中 85.4	全国学調
◆授業で、自分の考えを深めたり広げたりしている児童生徒の割合 ※「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」に肯定回答する児童生徒の割合	小 83.0 中 83.5	小 83.0 中 83.5	小 83.0 中 83.5	全国学調
○教育課程全体で「話すこと」「書くこと」等の言語活動の充実を図っている学校の割合 ※「教育課程全体で「話すこと」「書くこと」等の言語活動の指導の充実及び徹底を図っていますか」に積極肯定回答する学校の割合	小一 中一	小 50 中 42	小 53 中 45	県学調 学校質問紙調査
○児童生徒の資質・能力の向上に向けて、「確かな学力育成プラン」に基づいて組織的に取り組んでいる学校の割合 ※「学校では、児童生徒の資質・能力の育成に向けて、確かな学力育成プランに基づいて組織的に取り組んでいますか」に積極肯定回答する学校の割合	小一 中一	小 64 中 53	小 67 中 56	県学調 学校質問紙調査
○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をもとに幼児児童の姿を共有し、授業に生かしている小学校の割合 ※「『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』をもとに幼児児童の姿について共有し、小学校の授業に生かしていますか」に肯定回答する学校の割合	小一	小 75	小 100	県学調 学校質問紙調査
○授業等でICT機器を活用し、児童生徒にICT活用について指導できる教員の割合 ※教員のICT活用指導力に関する16の設問について、各問に肯定回答した教員(全校種)の割合の平均値(大項目A～Dの平均値)	78	80	90	学校における教育の情報化の実態等に関する調査(文部科学省)
○諸調査結果や日々の授業から明らかになった児童生徒のつまずきに着目した授業改善を行っている学校の割合 ※「調査結果や日々の授業から明らかになった、児童生徒のつまずきに着目した授業改善を行っていますか」に積極肯定回答した学校の割合	小一 中一	小 52 中 42	小 58 中 48	県学調 学校質問紙調査
○学校の宿題だけでなく、自主学習に取り組んでいる児童生徒の割合 ※「学校の宿題だけでなく、自主学習に取り組んでいますか(自主学習→自分で学習内容を決めて取り組むこと)」に肯定回答する児童生徒の割合	小一 中一	小 63 中 57	小 66 中 60	県学調 児童生徒質問紙調査

3 豊かな心の育成（児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます）

◆人が困っているときは、進んで助けようと思う児童生徒の割合 ※「人が困っているときは、進んで助けようと思いますか」に積極肯定回答する児童生徒の割合	小 68 中 67	小 70 中 68	小 70 中 68	県学調 児童生徒質問紙調査
◆自己肯定感をもつ児童生徒の割合 ※「自分にはよいところがあると思う」に肯定回答する児童生徒の割合	小 76.4 中 76.2	小 78.0 中 78.5	小 80.0 中 79.0	全国学調
○多様な意見を認め合うことに価値を感じている児童生徒の割合 ※「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小一 中一	小 77 中 81	小 80 中 84	県学調 児童生徒質問紙調査
○学校や地域が行う体験活動に参加し、達成感や有用感をもった児童生徒の割合 ※「学校や地域が行う体験活動では、達成した喜びややりがいなどを感じることができましたか」に肯定回答する児童生徒の割合	小一 中一	小 85 中 85	小 88 中 88	県学調 児童生徒質問紙調査
○「読書が楽しい」と感じる児童生徒の割合 ※「あなたは、読書をするのを楽しんでいますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 89 中 85	小 90 中 85	小 90 中 85	生涯学習文化財課調べ
○様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味がわいたと感じている児童生徒の割合 ※「学校で行う鑑賞教室や文化芸術に関する学習、地域に伝わる伝統活動などを通じて、文化芸術への興味がわきましたか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 69 中 65	小 72 中 69	小 75 中 72	県学調 児童生徒質問紙調査
○話し合いの場で、互いの良さを生かしながら解決方法を決めている児童生徒の割合 ※「児童会活動（生徒会活動）や学級活動などで、学級生活をよりよくするために話し合い、互いのよさを生かして解決方法を決めていますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小一 中一	小 84 中 84	小 86 中 86	県学調 児童生徒質問紙調査

4 健やかな体の育成（児童生徒の健やかな体を育みます）

◆体力・運動能力が標準以上の児童生徒の割合 ※総合評価A+B+Cの児童生徒数/総合評価対象児童生徒数	小男 68.9 小女 79.1 中男 74.8 中女 88.8	小男 70.0 小女 80.0 中男 75.0 中女 90.0	小男 70.0 小女 80.0 中男 75.0 中女 90.0	全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)
○運動やスポーツをすることが好きな児童生徒の割合 ※「運動やスポーツをするのは、好きですか」に肯定回答する児童生徒の割合	86	89	89	全国体力・運動能力、運動習慣等調査(スポーツ庁)
○朝食を毎日食べる児童生徒の割合 ※朝食を食べると回答する児童生徒/公立小・中学校の児童生徒数	小 96.6 中 89.2	小 97.0 中 90.0	小 97.0 中 93.0	健康課調べ
○毎日一定の時刻に就寝する児童生徒の割合 ※毎日一定の時刻に就寝すると回答する公立小・中学校の児童生徒数/公立小・中学校の児童生徒数	小 84.7 中 84.6	小 85.0 中 85.0	小 85.0 中 85.0	全国学調
○喫煙飲酒の指導を含めた「薬物乱用防止教室」を開催している小学校の割合 ※開催校数/全公立学校数	小 89.9	小 100	小 100	薬物乱用防止教室開催状況調査(文科省)及び保健体育課調べ
○部活動の活動方針について、学校、保護者、外部指導者等が、共通理解を図る部活動連絡会等の機会を持っている学校の割合 ※共通理解を図る機会を設定している公立中学校数/全公立中学校数	中 86.6	中 89.0	中 100	保健体育課調べ

5 特別支援教育の推進（共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます）

○「引継ぎシート」を活用し、進学時に円滑な引継ぎを行っている学校の割合 ※特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している学校のうち、引継ぎシート等を活用して引継ぎを行った学校の割合	71.0	100	100	学校教育室調べ
○特別支援学校の授業研究会・研修会に参加した教員数（人） ※各特別支援学校の授業研究会に参加した公立小中学校及び高等学校の教員数	454	655	1030	いわて特別支援教育推進プラン進捗状況調査

6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応（いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いに尊重する学校をつくります）

○いじめはいけないと思う児童生徒の割合 ※「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」に肯定回答する児童生徒の割合	小 97.0 中 97.4	小 100 中 100	小 100 中 100	全国学調
○認知したいじめが解消した割合 ※解消した件数/認知件数	98.1	100	100	学校教育室調べ
○学校が楽しいと思う（学校に満足している）児童生徒の割合 ※「学校に行くのは楽しいと思いますか」に肯定回答する児童生徒の割合	小 87 中 84	小 88 中 85	小 91 中 91	県学調 児童生徒質問紙調査
○スマートフォンやインターネットを使うときは、危険に巻き込まれる可能性等があることを理解している児童生徒の割合 ※「スマートフォンやインターネットを使うときは、危険に巻き込まれる可能性等があることを理解している」に肯定回答する児童生徒の割合	小一 中一	小 100 中 100	小 100 中 100	県学調 児童生徒質問紙調査

7 学びの基盤づくり（児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備や教職員の資質の向上を進めます）

○地域住民などによる見守り活動が行われている学校の割合 ※見守り活動が行われている学校/公立小・中学校	81.8	85.0	85.0	保健体育課調べ
○コミュニティ・スクールを導入している学校の割合	19.0	75.0	90.0	生涯学習文化財課調べ

県教育委員会の経営計画

令和5年度 岩手県教育委員会 経営計画

県教育委員会では、「いわて県民計画（2019～2028）」及び「岩手県教育振興計画」等に基づき、児童生徒が、変容する社会に適応し、社会を創造するための「生きる力」を身に付け、岩手の未来を切り拓いていけるよう、また、人生100年時代を迎えるに当たり、社会のデジタル化の加速に対応し、一人ひとりの人生が豊かで活気ある地域社会の形成に教育分野から貢献できるよう、学校教育や社会教育・家庭教育の推進を図っていきます。

本年度は、新型コロナウイルス感染症対策を適時・適切に行いながら、児童生徒の健康、安全を第一に学びの保障等に取り組みます。

また、被災した児童生徒への心のサポートや就学支援などの充実や、「いわての復興教育」などの推進に取り組むとともに、子どもたちの視点からの学びの充実や、ICT等を効果的に活用した学習の質の向上、地域や地域産業との共創による魅力ある学校づくり、学校・家庭・地域が連携する仕組みづくりなどに取り組みます。

◆ 「いわて県民計画（2019～2028）」 第2期復興推進プランに基づく東日本大震災津波からの教育の復興 I きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実、復興を支えるひとづくりの推進

- 〔重点事項〕 幼児児童生徒の心のサポート
安心して学べる環境の整備
「いわての復興教育」などの推進

◆ 「いわて県民計画（2019～2028）」 第2期政策推進プラン・行政経営プラン及び「岩手県教育振興計画」の着実な推進

I 学校教育の充実

- 〔重点事項〕
- 1 岩手で、世界で活躍する人材の育成
 - 2 確かな学力の育成
 - 3 豊かな心の育成
 - 4 健やかな体の育成
 - 5 特別支援教育の推進
 - 6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応
 - 7 学びの基盤づくり

1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

- ・「いわての復興教育」などの推進
- ・キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成
- ・岩手と世界をつなぐ人材の育成 等

2 確かな学力の育成

- ・これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
- ・児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実 等

3 豊かな心の育成

- ・自他の生命を大切にし、人権を尊重する心の育成
- ・学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成
- ・学校における文化芸術教育の推進
- ・主権者教育などによる社会に参画する力の育成

4 健やかな体の育成

- ・児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実
- ・適切な部活動体制の推進

5 特別支援教育の推進

- ・就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
- ・各校種における指導・支援の充実 等

6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応

- ・いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対処
- ・児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進
- ・デジタル社会における児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

7 学びの基盤づくり

- ・安全でより良い教育環境の整備
- ・魅力ある学校づくりの推進
- ・多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保
- ・教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上
- ・岩手県教職員働き方改革プランの推進 等

学校教育の重点

共通事項として取り組む内容

「岩手県教育振興計画」 施策項目	取組内容
1 岩手で、世界で活躍する人材の育成 ▶ P8	<ul style="list-style-type: none"> ・「いわての復興教育」プログラムに基づき、副読本や絵本を活用しながら教科等横断的な復興教育に取り組む。 ・「キャリア教育全体計画」に基づき、社会人・職業人として自立するための能力を育成するためのキャリア教育に取り組む。
2 確かな学力の育成 ▶ P10	<ul style="list-style-type: none"> ・「確かな学力育成プラン」に基づき、学力向上のためのC A P Dサイクルによる組織的で継続的な取組を推進する。 ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を基に、小学校におけるスタートカリキュラムを充実させる。 ・教育の情報化を一層推進し、ICTを効果的に活用した児童生徒の学びを促進することにより、教育の質の向上を図る。
3 豊かな心の育成 ▶ P22	<ul style="list-style-type: none"> ・互いの人権や多様性を認め合う道徳教育及び人権教育の充実に取り組む。 ・家庭や地域と連携した体験活動や読書活動、文化芸術教育の充実に取り組む。
4 健やかな体の育成 ▶ P24	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域と連携し、子どもたちが「よりよい運動習慣」・「望ましい食習慣」及び「規則正しい生活習慣」を身に付けることができるよう取り組む。 ・学校全体として部活動の指導・運営に係る適切な体制を構築する。
5 特別支援教育の推進 ▶ P25	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援体制の充実に取り組む。
6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応 ▶ P26	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめや不登校などの生徒指導上の諸課題に対する組織的な未然防止、早期発見・早期対応に努めるほか、情報モラル教育の実践と保護者への啓発を行う。
7 学びの基盤づくり ▶ P28	<ul style="list-style-type: none"> ・「まなびフェスト」やコミュニティ・スクールの仕組みを生かして、目標達成型の学校経営に基づいた評価・改善に取り組む。 ・学校安全計画や危機管理マニュアルの策定・検証・改善に取り組む。

各学校の方針により重点化して取り組む内容

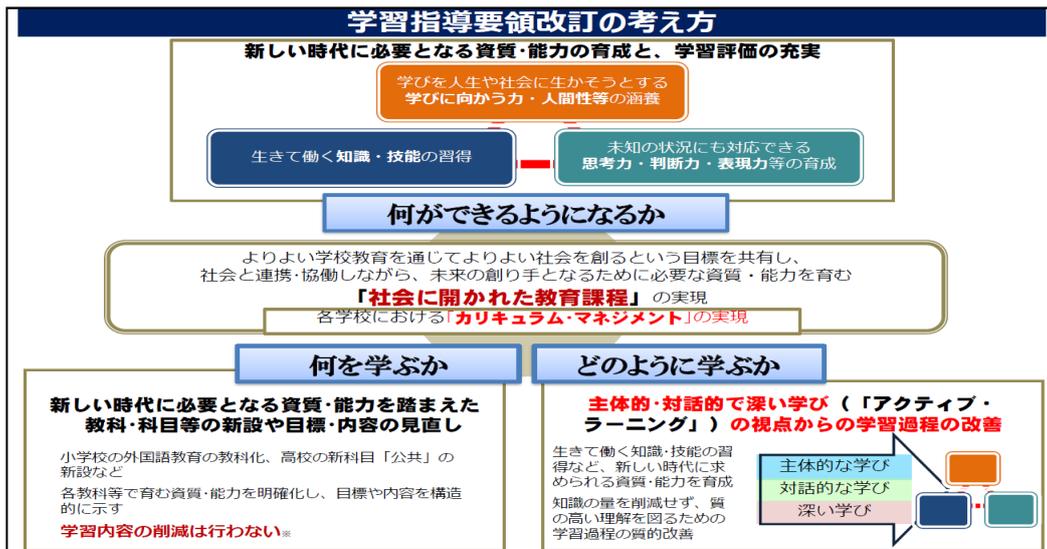
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">消費者教育</div> ▶ P30 <p>「消費者教育の推進に関する法律」(H24.12 施行)に基づき、各教科等の教科横断的な課題として取り組み、消費者の自立に向けた授業の充実を図る。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">学校図書館教育</div> ▶ P31 <p>「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(R5.4 施行)に基づき、子どもの自主的な読書活動を推進する。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">主権者教育</div> ▶ P30 <p>各教科等にわたる主権者教育を通じて、国家及び社会の形成者として主体的に参画しようとする資質・能力を育成する。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">国際理解教育・帰国外国人児童生徒等教育</div> ▶ P31 <p>「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」(R2.7 策定)に基づき、各学校への円滑な受入れ及び対応の充実を図る。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">環境教育</div> ▶ P30 <p>「環境教育等促進法」(H23.10 施行)に基づき、学校教育における環境教育の充実を図る。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">小規模・複式教育</div> ▶ P31 <p>6学級以下の小学校、3学級以下の中学校の小規模校、複式学級を有する学校では、児童生徒の実態を基に指導の工夫改善を図る。</p>

学校教育の重点

学習指導要領と「指導と評価の一体化」

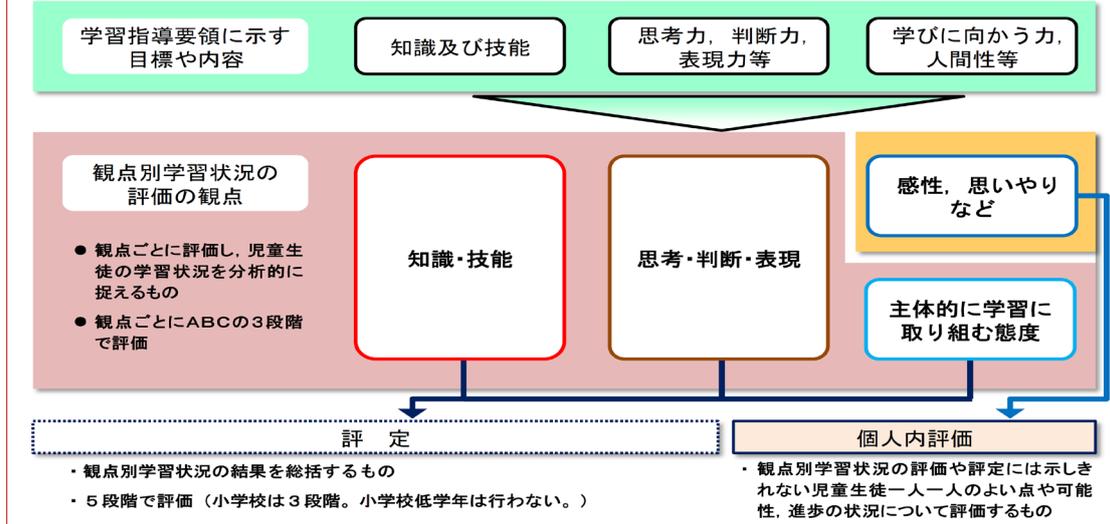
現行学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、子供の「生きる力」を育むために、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を、生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養という三つの柱に整理するとともに、全ての教科等の目標及び内容についても、この三つの柱に基づいて再整理しています。

各教科等の指導に当たっては、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性を持った形で学習評価の充実を図る「指導と評価の一体化」を重視し、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現を図る授業改善に取り組むとともに、「子供たちにどういった力が身に付いたか」を的確に捉えることが大切になります。



学習評価の充実関連資料

各教科における評価の基本構造



<参考資料> 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（小学校・中学校）
国立教育政策研究所研究開発センター（R2.3発行）



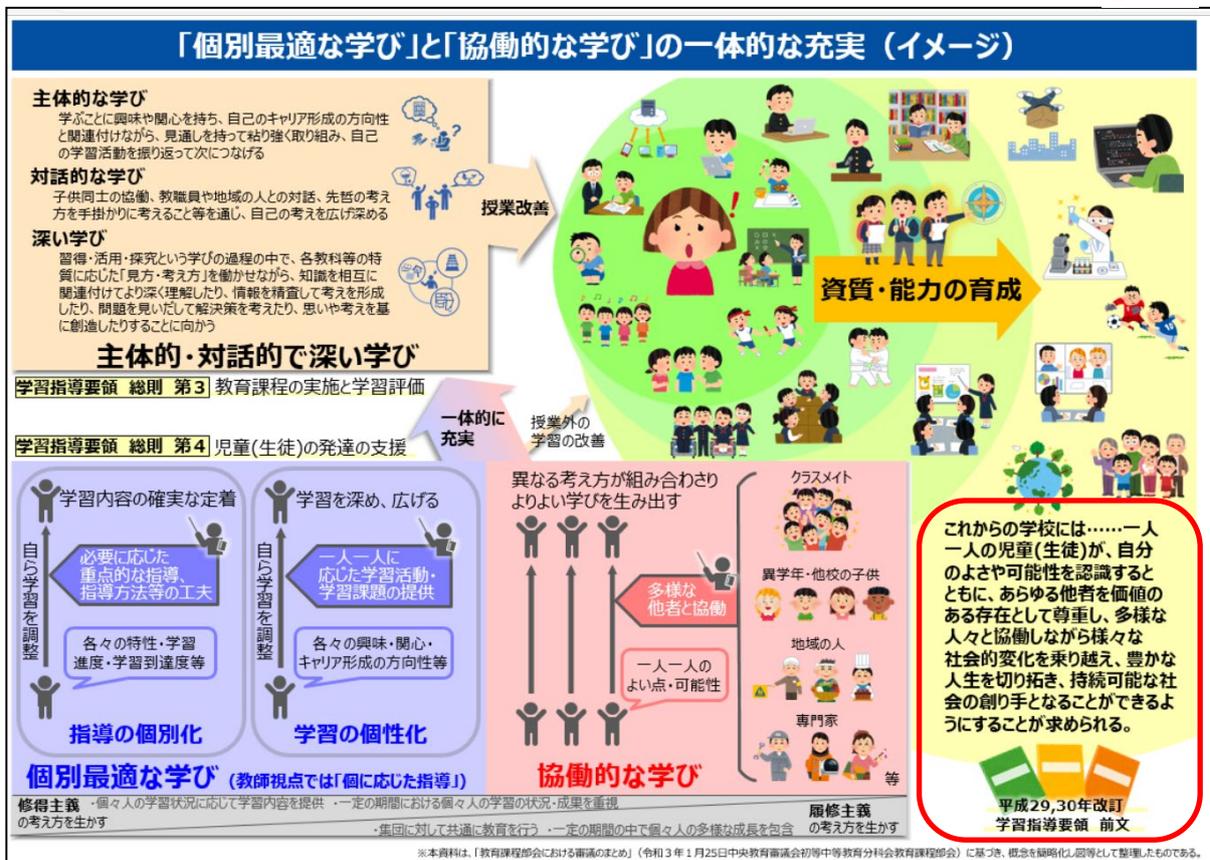
「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック小・中学校の学習評価に関する
参考資料【岩手県版】～平成29年改訂学習指導要領を踏まえて
岩手県教育委員会（R3.2発行）



令和3年答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～では、これまで社会の要請として学校教育に求められてきたことの中で、「正解（知識）の暗記」の比重が大きくなり、「自ら課題を見つけ、それを解決する力」を育成するため、他者と協働し、自ら考え抜く学びが十分なされていないのではないか、「みんなと同じことを、同じように」を過度に要求する面が見られ、学校生活においても「同調圧力」を感じる子供が増えたのではないかと、という指摘等を踏まえ、こういった側面を脱却していく方向性が示されています。

新しい時代を生きる子供たちに必要となる資質・能力をより一層確実に育むため、学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現していく必要があります。そのためには、新たに学校における基盤的なツールとなるICTも最大限活用しながら、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子供たちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実を図ることが求められます。また、カリキュラム・マネジメントの取組を一層進めることが重要です。

<参考資料> 『個別最適な学び』と『協働的な学び』の一体的な充実 文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseiyouen/mext_01542.html



<参考資料> Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージより
<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/kyouikujinzai/index.html>



「そろえる」教育から「伸ばす」教育へ転換し子供一人一人の多様な幸せ（Well-being）を実現。このためには、皆同じことを一斉に行い、皆と同じことができることを評価してきたこれまでの教育に対する社会全体の価値観や平均点主義の評価軸を変えていくことも必要。

2017年改訂により資質・能力重視の教育課程へと転換



1 岩手で、世界で活躍する人材の育成

取組の
方向性

- ① 「いわての復興教育」の推進
- ② 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進
- ③ キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成
- ④ 岩手と世界をつなぐ人材の育成
- ⑤ イノベーションを創出する人材の育成

「いわての復興教育」の定義

郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成するために、各学校の教育活動を通して、3つの教育的価値（いきる・かかわる・そなえる）を育てること。

「いわての復興教育」は、東日本大震災津波で学んだ教訓を学校教育に生かし、未来を創造していくために、本県の教育の根幹に据え、力強く生きていく児童生徒の育成をねらいとした「岩手だからこそできる教育、やるべき教育」です。

「いわての復興教育」の推進

1 「いわての復興教育」プログラムに基づく教育活動の推進

- (1) 各学校は、「いわての復興教育」を学校経営に位置付け、「自らの生き方・あり方を考え、夢と未来を拓き、社会を創造するひとづくり」を推進します。
- (2) 各学校は、3つの教育的価値に関わる活動等にバランスよく取り組み、本県が目指す「ひとづくり」を行います。



プログラム第3版

2 系統的・発展的な「いわての復興教育」の推進

- (1) 各学校は、教科・領域など通常の学習活動において、副読本や「いわての復興教育」絵本、「いわての震災津波アーカイブ～希望～」、伝承施設、石碑等を効果的に活用します。
- (2) 各学校は、「震災の教訓を未来に語り継ぐ期間」（3月11日までの約1ヶ月）等において、これまでの「いわての復興教育」の学習を振り返るとともに、また、震災の教訓を継承する活動・取組を充実させます。
- (3) 各学校は、自然災害のみならず、様々な困難な事象への対応に関連付けたり転移させたりして、その課題解決に向けた取組や活動を充実させます。



副読本

3 家庭、地域、関係機関・団体等と連携した「いわての復興教育」の推進

各学校は、家庭、地域、関係機関・団体（高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、企業、団体・機関等の幅広い地域住民等）と連携・協働し、「地域とともにある学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」を目指します。



絵本

4 地域の実情に合わせた防災教育の充実

- (1) 各学校は、学校安全計画等に、懸念される災害等に対する「そなえる」取組を具体的に年間計画に位置付け、自分の生き方やあり方（いきる・かかわる）につなげる防災教育を充実させます。
- (2) 各学校は、防災教育の推進にあたり、家庭、地域、関係機関・団体等と連携・協働し、自他の命を守り抜く力「いきる」と「共助」「かかわる」の精神を育成します。

※ 「いわての復興教育」URL

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/fukkou/index.html>



キャリア教育の充実

※いわてキャリア教育指針

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/career/1031141.html>



1 いわてが目指すキャリア教育のねらい

児童生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択し、**社会人・職業人として自立する**ための能力を学校教育活動全体で計画的・組織的に育む。

2 いわてのキャリア教育で育成すべき能力

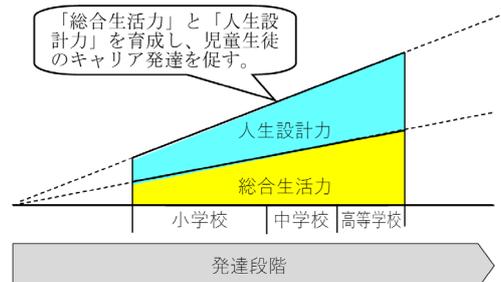
総合生活力

児童生徒が将来の**社会人・職業人として自立して**生きるために必要な能力

確かな学力	学習意欲・態度、基礎学力、問題発見・解決能力、情報活用能力 など
豊かな心	人間関係形成能力、チームワーク、リーダーシップ、規範意識、向上心 など
健やかな体	基本的な生活習慣の確立、健康の増進、体力の向上、食育の推進 など

【要素ごとに育成したい具体的内容】(例)

イメージ図



人生設計力

児童生徒が主体的に**人生計画を立て、進路を選択し、決定できる**能力

社会を把握する能力	現代社会（政治・経済・文化・地域社会・地域産業）の理解、国際社会の理解 など
勤労観・職業観	働くことの意義と権利の理解、職業に関する知識・技能、職業適性判断力、労働意欲の涵養、職業資格取得 など
将来設計力	人生観、先見性、進路情報活用力、進路選択力、多様性の理解 など

【要素ごとに育成したい具体的内容】(例)

各学校においては、これらの能力を参考にしつつ、学校や地域の特徴、児童生徒の発達段階、課題等を踏まえて、**具体的能力を設定し、教育活動全体を通じて育成を図る。**

3 発達段階に応じた指導の重点

(1) 小学校段階

- 小学校段階の特性に鑑み、幼児教育において培われた資質・能力を踏まえつつ、「総合生活力」の育成に重点を置き、各教科・領域等との関連を図り、係活動や委員会活動などを通して、きまりを守ることの大切さや働くことの楽しさを感じさせ、進んで働く態度を育てる。
- 他者との好ましい人間関係を築く中で、自分を知り、長所を伸ばそうとする意識を持つようにするとともに、自然体験活動やボランティア活動、身近な職場を見学するなどの体験的な学習を通して、自己と身近な社会や仕事との関わりについて気付かせるなど、自己の生き方について考えを深めさせ、中学校段階へのつながりを見据えた「人生設計力」を育成する。

(2) 中学校段階

- 「総合生活力」の充実を引き続き図りながら、学年が進むにつれて、「人生設計力」の育成の比重が増していくことを念頭に入れ、生徒の興味・関心等に基づいて、職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動などの体験的な学習を行い、現実の社会について学ばせる。
- 自己の将来設計に基づく高等学校進学等の具体的な進路選択の時期を迎えることから、ガイダンスの機会を多く設けるなどして、生徒一人ひとりに応じた「人生設計力」を育成する。
- 全体計画等に沿って、地域や保護者等と連携し、職場体験を2日以上実施する。

4 「キャリア・パスポート」の活用

- 児童生徒一人ひとりが、自己の学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を実感し、自己実現や将来につなげていけるようにする。
- 大人が対話的に関わり、児童生徒の頑張りを認め、自己有用感の醸成や自己変容の自覚に結び付けられるようにする。
- 学校全体で共通理解を図り、児童生徒のキャリア発達を効果的に支援するために、学年・学校段階を越えて有効に活用していくようにする。

2 確かな学力の育成

取組の
方向性

- ① これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成
- ② 児童生徒の実態に応じた授業改善の推進と家庭学習の充実
- ③ 社会ニーズに対応した学習内容の充実などによる生徒の進路実現の推進

確かな学力育成プロジェクトの推進

1 はじめに 「確かな学力育成プロジェクト」が目指すもの

「確かな学力育成プロジェクト」は、学校の組織的な取組を土台とした全県共通取組を通して、本県の児童生徒の確かな学力を育くむことを目指すものである。

2 目標 つまずきを生かした児童生徒一人ひとりの資質・能力の向上

学習指導要領では、児童生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力の育成を一層確実にすることを目指している。このことを踏まえ「確かな学力育成プロジェクト」では、日々の授業や諸調査から明らかになった児童生徒の「つまずき」に着目し、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に生かすことを通して、児童生徒一人ひとりの資質・能力の向上を目標とする。

3 重点 学校の組織的な取組を土台とした全県共通取組

- 諸調査結果の積極的活用
- 授業研究の活性化
- 家庭学習の内容の充実と習慣化
- 言語能力の育成

具体的取組については P11～P14

4 学校の組織的な取組についての考え方

確かな学力の育成は、教育課程全体を通して、豊かな心、健やかな体を育むことと相互に関連し合いながら一体的に実現されるものであり、全ての教職員参画の下で組織的で計画的な教育活動が求められる。このことから、各学校の組織運営が極めて重要であり、引き続いて本県が目指す組織的な取組を以下のように捉え、「学校の組織的な取組」を一層推進していく。

校長のリーダーシップの下で、校内の運営体制を構築し、学校が設定した具体的な目標の達成に向けて主任層が効果的に機能・連携しながら全職員で継続的に検証改善に取り組むこと

「確かな学力育成プロジェクト」概念図



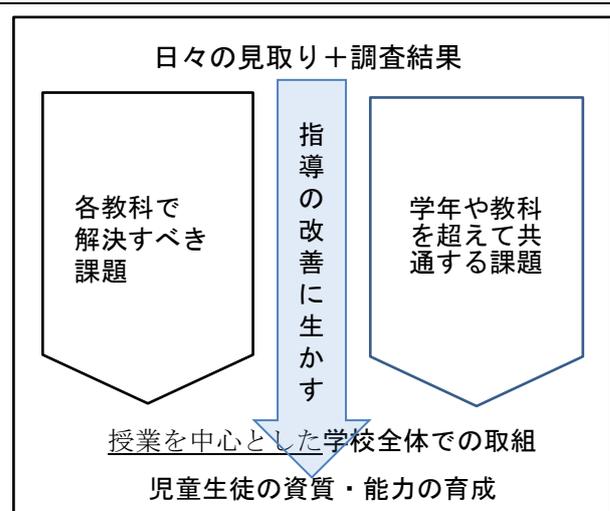
■ 諸調査結果の積極的活用による検証改善サイクルの構築

<具体的取組>

- 校長のリーダーシップの下で、自校が作成した「確かな学力育成プラン」に基づいて、主任層が中心となり、年間を通した取組で資質・能力の育成を図る。
- 諸調査の結果から学年や教科を超えた課題を洗い出し、全教職員で課題解決を図る。
- 各教科で解決すべき課題について、教科担当を中心に校種や学年を超えた学習内容の系統性を踏まえた課題解決を図る。

【取組のポイント】 調査結果活用の2つのアプローチ

諸調査は一部の学年や教科に限られています。調査結果を分析する際には、「各教科で解決すべき課題」と「学年や教科を超えて共通する課題」の2つの側面から課題を洗い出します。「各教科で解決すべき課題」とは、例えば、算数の「基準量と小数倍から比較量を求めることができる」、数学の「関数の意味を理解している」等の教科の専門的な課題解決が必要とされる課題です。それに対して、「学年や教科を超えて共通する課題」は、「（指示にしたがって）文章を書くこと」や「（理由を）説明すること」等の課題であり、教育課程全体で学年や教科を超えて解決を目指すべき課題です。学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）の育成も学年や教科を超えた課題として捉えることができます。



【参考①】「確かな学力育成プラン」に基づいた取組を推進するための7つのポイント

チェック欄

C	調査結果の分析から学年や教科を超えた児童生徒の課題を洗い出している。 検証可能で明確な「学校全体で重点的に育成を目指す資質・能力」を設定し、全教職員で共有している。	
A	全県共通取組を学校の実態に合わせ、手立てとして取り組んでいる。	
P	全教職員が主体的に参画できるよう、校内の運営体制を確立している。 年間に複数回CAPDサイクルが回るよう計画している。	
D	設定した資質・能力の育成に向けて、全教職員が授業を中心に取り組んでいる。	
C	児童生徒の変容と教職員の取組の両面から捉えて評価している。	

【参考②】 検証改善サイクルモデル校事業(R4-5)

○指定校

各教育事務所1校を指定（小学校2校、中学校4校）

○指定期間 2年

○具体的取組

- ①教育事務所による継続的な支援の下で「確かな学力育成プラン」に基づく取組を展開
- ②教育事務所事業や岩手県教育研究発表会で実践発表
- ③取組のまとめ（県教委HPで公開）



■ 主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業研究の活性化

< 具体的取組 >

- 単元や題材など内容や時間のまとまりで、身に付けさせたい資質・能力を明確にした授業づくりを実践する。
- 研究協議では、指導と評価の一体化の観点から、児童生徒に身に付けさせたい資質・能力が身に付いたのかについて協議し、各教科の共通理解を図る。
- 授業研究会や互見授業の目的、授業を見る視点等を校内で共有し、授業づくりについて校内の人材を積極的に活用しながら学年や教科を超えて教師同士が学び合う場を設定する。
(例) 校内で指導助言を体験する / 授業研究会後の児童生徒の学習改善や教師の授業改善について、主任層等による支援やフィードバックを継続的に行う
- 学校の実情に応じて、ICT 活用の目的や方法、場面等について学び合う場を設定する。

【取組のポイント】「1単位時間」から「単元や題材など内容や時間のまとまり」へ

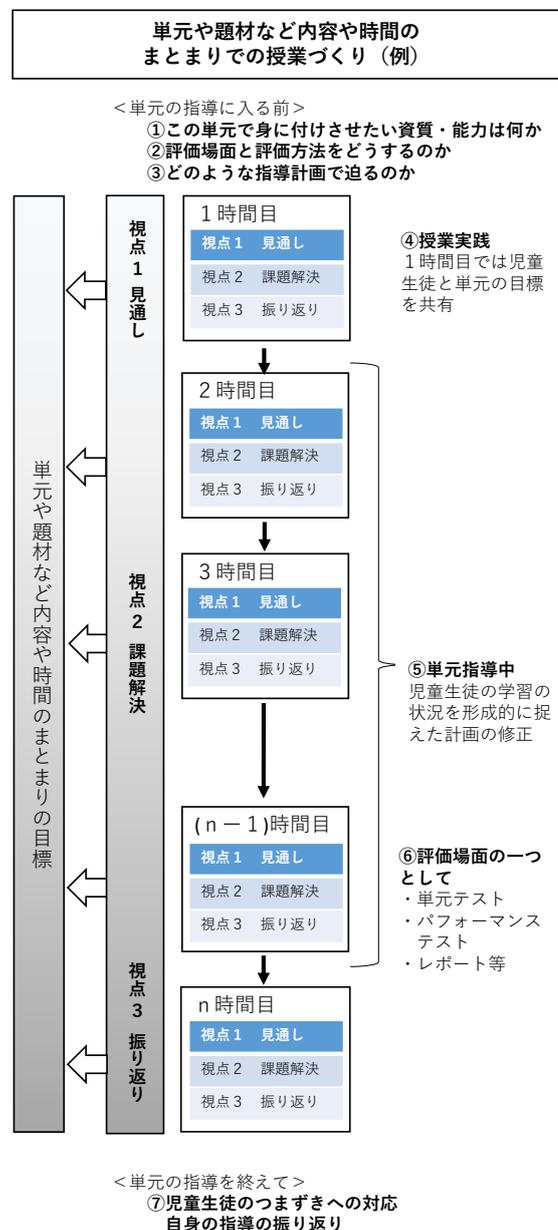
学習指導要領総則では、「各教科等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること」と示されています。

また、学習評価においても「各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること」とされています。

右図はその趣旨を踏まえた単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した授業づくりの構想例です。本県では、「いわての授業づくり3つの視点」が授業づくりの基本として定着してきていますが、今後は1単位時間のみならず、長期的な視点で児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を明確にした授業を構成し、実践するとともに、指導した結果について指導と評価の一体化の視点から協議することを通して、児童生徒の資質・能力の向上を目指します。

互見授業や授業研究会の視点(例)

1. 単元で身に付けさせたい資質・能力は何か
2. 1の達成に向けて、本時はどのように有効であったか
3. 1の達成に向け、本時やこの後の指導計画の改善点は何か
4. 評価方法は妥当か 等



■ 児童生徒の発達の段階を考慮した**家庭学習の内容の充実と習慣化**

<具体的取組>

- 家庭学習については、意義と自身の家庭での生活を関連付けて考えさせたり、学習計画の立て方や学び方について振り返らせたりしながら個々に合った学習習慣を確立させる。
- 家庭学習を宿題と自主的・自発的な学習に分け、自主的・自発的な学習については、個々の学習内容や取組方法等について評価したり、アドバイスしたりしながら質的な改善を図る。
※諸調査結果の分析から、本県では校種を問わず自主的・自発的な学習の取組について課題が見られる。
- ICTの活用を学校内に留めず、新たな学びのツールとして家庭学習での活用についても校内で共通理解を図り、保護者の理解と協力を得ながら活用の充実を図る。
- 幼小中高といった異校種間の連携の視点とする。

(例) 発達段階に応じた家庭学習の内容や取組に系統性を持たせるために、異校種間で家庭学習の在り方について共有する。

※幼児期においては家庭での生活等の取り組み

【参考③】 家庭との連携を図りながら、児童生徒の学習習慣が確立するよう配慮することの重要性

小・中学校を通して学習習慣を確立することは、その後の生涯にわたる学習に影響する極めて重要な課題であることから、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課したり、発達の段階に応じた学習計画の立て方や学び方を促したりするなど家庭学習も視野に入れた指導を行う必要がある。

<中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 総則編> ※小学校学習指導要領にも同旨

【参考④】 実践事例:住田町立世田米中学校 宿題と自主的・自発的な学習を分けた取組

世田米中学校では、家庭学習を宿題と自主的・自発的な学習に分けた取組を実践しています。宿題は授業内容と関連付けている他、生徒の興味関心に基づいた自主的・自発的な学習を支援するためにア～オの5つの具体的な手立てを講じています。

■ 各教科の課題

- ・ 教員が提示する
- ・ 授業内容の復習・補足に関するもの

課題の例

国語：漢字練習・意見文プリント
社会：ワーク・重要語句プリント
：
全教科：タブレット

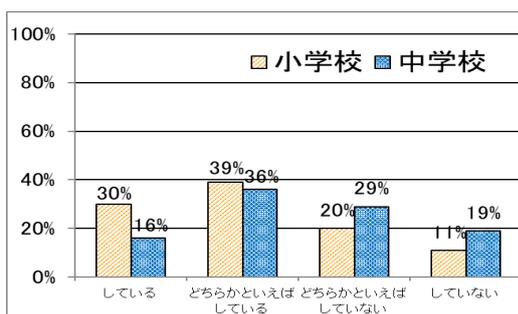
■ 自主学習

- ・ 生徒の興味関心に基づき取り組む
- ・ タブレットも可
- ・ 支援の手立て(ア～オ)を講じる

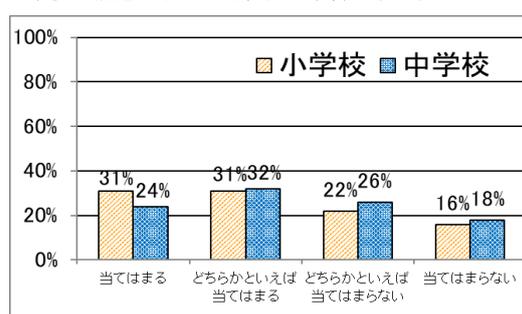
ア 学習方法の手引き
イ 学習計画の立案
ウ 学習の実施・記録
エ 学習の振り返り
オ 学習相談(ア～エ)

【参考⑤】 R4年度県学習定着度状況調査児童生徒質問紙における家庭学習に関連する項目

家で、自分で計画を立てて勉強をしていますか。



学校の宿題だけでなく、自主学習に取り組んでいますか。



■ 学習の基盤となる言語能力の育成

<具体的取組>

- 教育課程全体で「話すこと」、「書くこと」の指導の充実及び徹底を図る。
- 授業においては各教科等の指導のねらいを明確にした上で、言語活動を適切に位置付ける。
- 幼小中高といった異校種間の連携の視点とする。

【参考⑥】言語能力について

言葉は、生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである。教科書や教師の説明、様々な資料等から新たな知識を得たり、事象を観察して必要な情報を取り出したり、自分の考えをまとめたり、他者の思いを受け止めながら自分の思いを伝えたり、学級で目的を共有して協働したりすることができるのも、言葉の役割に負うところが大きい。したがって、言語能力の向上は、生徒の学びの質の向上や資質・能力の育成の在り方に関わる重要な課題として受け止め、重視していくことが求められる。

<中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編> ※小学校学習指導要領にも同旨

【取組のポイント】国語科を要としつつ、すべての教科等で計画的に言語活動に取り組む

平成20年中央教育審議会答申では、思考力・判断力・表現力等を育むために各教科で必要な学習活動の例として、次の6点が示されています。

- ・体験から感じ取ったことを表現する活動
- ・事実を正確に理解し伝達する活動
- ・概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする活動
- ・情報を分析・評価し、論述する活動
- ・課題について、構想を立て実践し、評価・改善する活動
- ・互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させる活動 等



参考「言語活動の充実に関する指導事例集」文部科学省

【参考⑦】R4 県学習定着度状況調査において着目したい記述問題

児童生徒に表現力が身に付いたかどうかを検証する方法の一つとして、例えば「書くこと」については県学調の記述問題で検証することも考えられます。以下は、R4年度県学調において無解答率が高かった記述問題です。

【小5】

教科	番号	調査問題のねらい	県		自校	
			正答率	無解答率	正答率	無解答率
国語	23	段落構成を考えながら指定された文章を書く	67.2	9.3		
	24	自分の考えとそれを支える理由との関係を明確にして文章を書く	62.1	9.9		
算数	21	2つのグラフを正しく読み取り、予想が間違えている理由を説明することができる	27.8	19.0		
	25	直方体を組み合わせた形の体積の求め方を理解し、共通する求め方を説明することができる	32.3	13.8		

【中2】

教科	番号	調査問題のねらい	県		自校	
			正答率	無解答率	正答率	無解答率
国語	24	伝えたい事柄を明確にして適切な構成を工夫する	61.7	19.2		
	25	資料を読み取り、根拠を明確にして自分の考えを書く	41.8	19.7		
数学	10	目的に適した比例する関係の数量を見出し、求め方を説明することができる	48.6	28.6		
	19	2つのヒストグラムを比較し、どちらのクラスを選ぶか判断し、その理由を説明することができる	46.2	17.0		

「いわての授業づくり3つの視点」

視点1「学習の見通し」

■児童生徒の姿■

- 1 自らの気づきや考え、学習経験などを基に、友だちや先生との対話を通して、主体的に学習課題を見出し出している。
- 2 課題解決に向けて、既習事項(用いるもの)や、考え方(用い方)を確認し、解決方法や結果を予想している。

【授業づくりのポイント】

- ア 単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、育成を目指す資質・能力を児童生徒の姿で具体化する。(目標と評価規準の明確化)
- イ 児童生徒の気づきや考え、興味・関心から問いを引き出しながら、必然性のある学習課題を設定する。
- ウ 児童生徒が、課題解決の方法や過程についての見通しをもったり、振り返ることができるように構造的な板書(キーワードを示す等)を計画する。(視点1～3に共通)

視点2「学習課題を解決するための学習活動」

■児童生徒の姿■

- 3 わからないところは自分で調べたり、友だちや先生に質問したりして、見通しをもって主体的に課題解決に取り組んでいる。
- 4 自分の考えを、友だちの考えと比べながら見直し、よりよい考えに修正しながら、理由や根拠がわかるように表現している。

【授業づくりのポイント】

- エ 児童生徒が各教科等における「見方・考え方」を働かせながら、主体的に課題解決に取り組めるような学習活動を充実させる。
- オ つまづきを想定して学習活動、支援方法を計画し、児童生徒が粘り強く取り組めるようにする。
- カ 目的に応じて、ペア等のグループ活動を位置付け、児童生徒が対話的な学びを通して、自分の考え等を評価したり・改善(自己調整)したりすることができるようにする。

視点3「学習の振り返り」

■児童生徒の姿■

- 5 単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、できるようになったことやできなかったことなど、課題解決の過程や成果を自分の言葉で表現している。
- 6 評価問題等を通して身に付けたことを振り返り、課題解決の達成感や学習内容の有用感を感じながら、次時の学習や今後の生活に結びつけている。
- 7 自身の学ぶ態度(粘り強さ、自己調整力等)に変容を自覚している。

【授業づくりのポイント】

- キ 単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、学習内容や学習方法、課題解決の過程等、学んだことを自覚できるよう促す。
- ク 評価問題や、児童生徒の自己評価・相互評価等により、児童生徒が達成感や学習内容の有用感を得られるようにする。

◆3つの視点は、学習規律の徹底と温かい人間関係のある学級づくりの上に成り立つものです。

2 確かな学力の育成

幼児期の教育との円滑な接続

幼保小の架け橋プログラムの実施
→架け橋期のカリキュラム開発
※架け橋期…5歳児～小1までの2年間

※国立教育政策研究所ホームページ
「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム～スタートカリキュラム導入・実践の手引き～」
https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/startcurriculum_180322.pdf

※「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き(初版)」等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019_00002.htm



幼児期の教育では、生涯にわたる人格形成の基礎や義務教育及びその後の教育の基礎となる資質・能力が培われている。幼児期の教育において育まれた資質・能力を捉え、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能になるよう、各自治体で開発する架け橋期のカリキュラムに基づき、各学校では児童や地域の実態に応じてスタートカリキュラムを編成し、幼児期との円滑な接続を図ることが重要である。

小学校教育では 生活科を中核とした合科的・関連的な指導

＜生活科についてはP34参照＞

- 幼児期の教育において育まれた資質・能力について、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用した具体的な姿の引継ぎ
- 小学校と同地区の幼児教育施設同士の互恵性のある交流や、合同の研究会や研修会の開催

円滑な接続

- ・生活科を中核とした単元配列表に、各教科等の合科的な指導や関連的な指導を示し、指導計画を整備する。
- ・生活科を中心とした学習から徐々に教科等を中心とした学習へと組み立てる。
- ・指導計画の方向性は保ちつつも、発達や児童の実態に即し、生活への適応に留まらず、児童の思考の流れを意識した体験や活動を位置付ける等、弾力的かつ教科時数が保障されている週計画を作成する。

幼児期の教育とは

遊びを通しての総合的な指導



幼児期において育みたい資質・能力が育まれた、特に5歳児の後半に見られる具体的な姿として示しているものであり、指導の際に考慮するものである。これらの姿は、相互に関連し合い、一体的に育まれていくことから、到達すべき目標ではないことや、個別に取り出して指導するものではないことに留意する。

家庭・地域との連続性のある生活

- 1 社会に開かれた教育課程
 - 幼児期の教育における見方・考え方を生かす教育環境の創造
 - 学校評価を活用した地域社会及び家庭との連携及び協働
- 2 特別支援教育
 - 個に応じた指導とともに集団での育ち合いを生かした学級経営
 - 関係機関との連携
 - 保護者と連携した個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成とそれに基づいた計画的・組織的な指導
- 3 子育ての支援
 - 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割
 - 保護者の親としての成長への支援

環境を通して行う教育

- 1 発達や学びの連続性の確保
 - 遊びを通して5領域（「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」）に示すねらいを総合的に達成するための、カリキュラム・マネジメントによる各幼稚園等の教育課程や指導計画の不断の見直し
- 2 評価の工夫と指導の改善
 - 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた妥当性や信頼性の高い評価の工夫と指導の改善
- 3 体験の多様性と関連性
 - 幼児期において育みたい資質・能力を一体的に育むための体験の質を高める工夫

学級に向かう力、人間性等
知識及び技能の基礎
思考力、判断力、表現力等の基礎
育みたい資質・能力
幼児期において

2 確かな学力の育成

教育の情報化

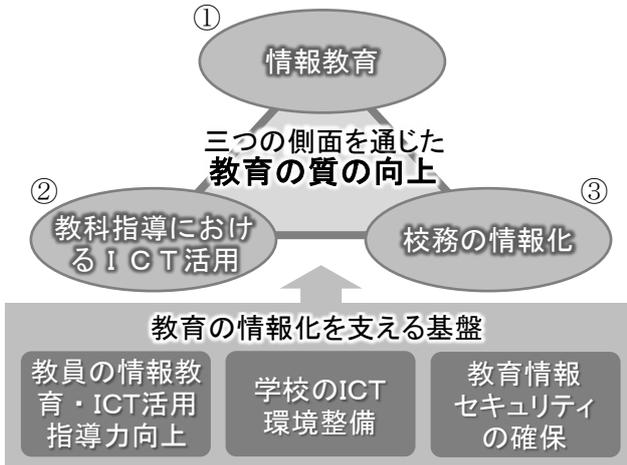
※学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1418577.htm



急激に進む情報化やグローバル化など、予測困難な社会において、子供たち一人ひとりに持続可能な社会の担い手として必要な資質・能力を育成するために、教育の情報化を一層推進し、ICTの強みを効果的に活用することによって、教育の質の向上を図る。

教育の情報化の三つの側面

※「教育の情報化に関する手引（追補版）」（文部科学省 令和2年6月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_001117.html



- ① 学習の基盤となる資質・能力の一つである情報活用能力を教科等横断的な視点で組織的・計画的に育成する。
- ② ICTを効果的に活用した分かりやすく深まる授業を実現する。
- ③ 職員がICTを活用した情報共有によりきめ細やかな指導を行うことや、校務の負担軽減等を図る。
- ④ 学校や家庭で情報機器を扱う機会が増えていることから、家庭とも連携しながら、健康面への配慮を行うことが重要。

情報活用能力の育成

※児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック（令和4年3月改訂版）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/20220329-mxt_kouhou02-1.pdf



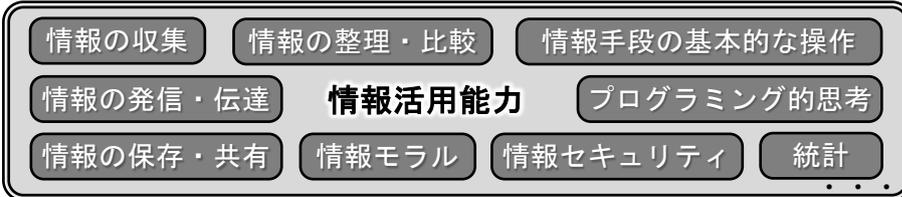
【情報活用能力とは】

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力

【小、中、高等学校、特別支援学校学習指導要領解説 総則編】



「言語能力」「問題発見・解決能力」と並ぶ「学習の基盤となる資質・能力」の一つであり、1人1台端末等を活用することによって効果的に育成していくことが重要。



☆情報活用能力はコンピュータを使った内容だけに限定されないが、コンピュータの操作スキルについても育成が必要

「いわての情報活用能力体系表」の活用

育成すべき情報活用能力を具体化し、資質・能力の三つの柱に沿って整理した「いわての情報活用能力体系表」を活用し、各校種の発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

《資料構成（Ⅰ～Ⅵ）》

【総合教育センター作成】

- Ⅰ … 体系表を活用した情報活用能力育成のポイント
- Ⅱ … いわての情報活用能力体系表例【全体版】
- Ⅲ … いわての情報活用能力体系表例【各校種版】
- Ⅳ … 情報活用能力を育成する場面の例
- Ⅴ … 情報活用能力育成の指導事例
- Ⅵ … 【参考】情報活用能力体系表例（文部科学省 IE-School）

※Ⅲの小中学校の体系表例を指針p18、19に掲載

※体系表は総合教育センターホームページからダウンロード可能
<http://www1.iwate-ed.jp/11spcon/01jyokatsu/index.html>



【資料1】 III いわたの情報活用能力体系表例

(小学校・中学校・義務教育学校版)

R5. 4. 1

資質・能力	想定される学習内容	小学校第1学年・第2学年	小学校第3学年・第4学年	
A 知識及び技能	基本的な操作等	01 起動と終了、ログインとログアウトすることができる。	01 キーボードで文字入力(入力モード切替、ローマ字入力、数値入力)することができる。	
		02 ファイルの呼び出しと保存をすることができる。	02 ファイルの上書き保存、名前を付けて保存をすることができる。	
		03 ソフトキーボードやキーボードで文字入力することができる。	03 30~40文字/1分間の文字入力をすることができる。	
		04 写真撮影や動画撮影、再生をすることができる。		
		05 ペイントソフト、学習支援ソフト等を操作することができる。	04 文書作成ソフト、プレゼンテーションソフト等を操作することができる。	
	問題解決・探究における情報活用	06 問題解決に繋がる情報を、本やインタビュー、見たこと、触れたことなど、身近なところから集めることができる。	06 問題解決に繋がる情報を、調査や様々なメディアから収集し、選択することができる。	
		07 集めた情報を、言葉や簡単な絵、図、表、グラフを用いて整理することができる。	07 集めた情報を、表やグラフ等を用いて、観点に沿って整理することができる。	
		08 画用紙等で、相手に伝わりやすい発表資料を作ることができる。	08 プレゼンテーションソフトを使って、相手や目的を意識したスライドを作り、伝えることができる。	
		09 問題解決には、情報が必要であることを知ることができる。	09 目的を意識して、情報を活用する計画を立てることができる。	
		10 情報を使うことのよさを知ることができる。	10 情報活用を振り返り、改善点を見つけることができる。	
	プログラミング	11 身の回りにある情報技術のよさに気付くことができる。	11 コンピュータやネットワークが、日常生活の中でどの様に使われているか理解することができる。	
		12 問題を細かく分けることができる。	12 順次処理、繰り返しを含むプログラムを作成することができる。	
		13 順序立てて説明することができる。	13 プログラムの手順を図で表し説明することができる。	
	情報モラル・情報セキュリティ	14 友達の作品を大切にすることができる。	14 個人情報保護することを踏まえた情報の取り扱いをすることができる。	
		15 インターネット上には間違った情報があることを知ることができる。	15 インターネット上は、ルールが必要であることを理解することができる。	
		16 約束を守って、本やコンピュータ等を使用することができる。	16 コンピュータ等が与える心身への影響を理解することができる。	
		17 自分のID、パスワードを管理することができる。		
B 思考力・判断力・表現力等	問題解決・探究における情報活用	情報モラル・情報セキュリティ プログラミング	18 体験や活動から疑問を持ち、解決の手順を見通したり分解したりし、どのような手順の組合せが必要かを考えて実行することができる。	17 収集した情報から課題を見つけ、解決に向けた活動を実現するために情報を活用する見通しを立て、実行することができる。
			19 身近なところから課題に関する情報を収集し、簡単な絵や図、表やグラフなどを用いて、情報を整理することができる。	18 調査や資料等から情報を収集し、情報同士のつながりを見つけたり、観点を決めた簡易な表やグラフ等や習得した「考えるための技法」を適切に選択・活用し、情報を整理することができる。
			20 情報の大体を捉え、分解・整理し、自分の言葉でまとめることができる。	19 情報を抽象化するなどして全体的な特徴や要点を捉え、新たな考えや意味を見いだすことができる。
			21 相手を意識し、分かりやすく表現することができる。	20 表現方法を相手に合わせて選択し、相手や目的に応じ、自他の情報を組み合わせて適切に表現することができる。
			22 問題解決における情報の大切さを理解しながら情報活用を振り返り、よさに気付くことができる。	21 自らの情報活用を振り返り、手順の組合せをどのように改善していけば良いのかを考えることができる。
C 学びに向かう力・人間性等	問題解決・探究における情報活用	情報モラル・情報セキュリティ プログラミング	23 情報が大切であることを意識し、問題解決をしようとする。	22 目的に応じて情報を活用する計画を立てようとする。
			24 問題解決に関係する情報を見つけようとする。	23 集めた情報同士の繋がりを見つけたり、新たな視点から検討しようとする。
			25 うまいいなくても何度も繰り返し取り組もうとする。	24 プログラムを作る過程で、改善策を見いだそうとする。
			26 情報活用を振り返り、情報を活用することのよさを見つけようとする。	25 情報活用を振り返り、情報活用の改善点を見つけようとする。
			27 相手に伝えてはいけない情報を守ろうとする。	26 個人情報を適切に扱おうとする。
			28 約束を守ってコンピュータ等を使用しようとする。	27 情報をやり取りする時のルールやマナーを守ってネットワークを使おうとする。



小学校第5学年・第6学年	
01	文字等のコピー、切り取り、貼り付けをすることができる。
02	ファイルのコピー、切り取り、貼り付け、削除をすることができる。
03	50～60文字/分の文字入力をする事ができる。
04	表計算ソフト等、目的に応じてアプリケーションを選択・操作することができる。
05	検索サイトでand、orを用いた検索をすることができる。
06	問題解決に繋がる情報を、調査、実験・観察や様々なメディアから収集し、整理し、検証することができる。
07	集めた情報を、目的に応じて適切な表やグラフ等を用い、整理することができる。
08	プレゼンテーションを通して相手とやり取りすることができる。
09	問題解決に向けた情報活用の計画を立てることができる。
10	情報活用を振り返り、効果や改善点を見つけることができる。
11	コンピュータやネットワーク等の情報技術が、日常生活に欠かせないものであることを理解することができる。
12	分岐、変数を含むプログラムを作成することができる。
13	プログラムの手順をフローチャート等で表現し、説明することができる。
14	著作権や肖像権を踏まえた上で、個人情報を取り扱うことができる。
15	ルールやマナーを守り、インターネットやSNSを利用することができる。
16	情報機器が与える心身への影響を理解し、ルールを守って使用することができる。
17	セキュリティ対策の必要性と方法を理解することができる。
18	問題を焦点化し、ゴールを明確に持ち、シミュレーションや試行等を行いながら問題解決のための情報活用の計画を立て、調整しながら実行することができる。
19	目的に応じた情報メディアを選択し、調査や実験等を組み合わせながら情報収集し、目的に応じた表やグラフ、「考えるための技法」を適切に選択・活用し、情報を整理することができる。
20	情報の傾向と変化を捉え、類似点や規則性を見つけ、他との転用や応用を意識しながら問題に対する解決策を考察することができる。
21	目的や意図に応じて複数の表現手段を組み合わせることで表現し、聞き手とのやりとりを含めて効果的に表現することができる。
22	情報及び情報技術の活用を振り返り、改善点を論理的に考えることができる。
23	複数の視点をもちながら、情報を活用する計画を立てようとする。
24	物事や情報を批判的に考察しようとする。
25	プログラミングによる学びを生活に活かそうとする。
26	情報活用を振り返り、情報活用の効果や改善点を見つけようとする。
27	不適切な情報、危険な情報に出会ったとき、適切に対処しようとする。
28	発信した情報が与える影響を考え、適切に情報機器を利用しようとする。
29	情報機器を生活や社会に活かそうとする。

資質・能力	想定される学習内容	中学校		
A 知識・技能	基本的な操作等	01 ホームポジションを意識し、1分間に60文字程度の入力が正確にすることができる。		
		02 パソコン上のファイルを圧縮したり、パスワード暗号化したり、バックアップ等の処理をすることができる。		
		03 目的に応じて適切なアプリケーションの選択と操作をすることができる。		
04 クラウドを用いた協働作業をすることができる。				
問題解決・探究における情報活用		05 情報通信ネットワークなどからのand、or検索等効果的な情報の検索と検証の方法を理解することができる。		
		06 調査の設計方法を理解することができる。		
		07 情報と情報との関係（意見と根拠、具体と抽象など）について理解することができる。		
		08 情報の整理の仕方（比較や分類、関係付けなど）について理解することができる。		
		09 情報の整理の方法（表やグラフを用いた統計的な）について理解することができる。		
		10 目的に応じて情報の傾向と変化を捉える方法について理解することができる。		
		11 情報を統合して表現する方法について理解することができる。		
		12 情報の発信・交流の方法（Webページ、SNS等）について理解することができる。		
		13 安全・適切なプログラムによる表現・発信の方法について理解することができる。		
		14 条件を踏まえて情報及び情報技術の活用の計画を立てる手順について理解することができる。		
		15 情報及び情報技術の活用を効率化の視点から評価し改善する手順について理解することができる。		
	プログラミング	16 デジタル化された情報が短時間に広範囲に流通するという特徴について理解することができる。		
		17 文字、音声、静止画、動画等のメディアの種類と特徴について理解することができる。		
		18 コンピュータ内部におけるデータの処理方法を理解することができる。		
		19 社会におけるコンピュータや情報システムの活用について理解することができる。		
20 情報のデジタル化や処理の自動化の仕組みについて理解することができる。				
21 情報通信ネットワークの構成と、情報を利用するための基本的な仕組みについて理解することができる。				
22 情報のシステム化の基礎的な仕組みについて説明することができる。				
23 問題発見・解決のための安全・適切なプログラムの制作、動作の確認及びデバッグ等ができる。				
24 アクティビティ図等の統一モデリング言語によるアルゴリズムの表現方法を理解し、表現できる。				
情報モラル・情報セキュリティ		25 情報システムの種類、目的、役割や特性について理解することができる。		
		26 情報化による社会への影響と課題について理解することができる。		
		27 情報に関する個人の権利とその重要性について理解することができる。		
		28 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることについて理解することができる。		
		29 情報セキュリティの確保のための対策・対応について理解している。		
		30 仮想的な空間の保護・治安維持のための、サイバーセキュリティの重要性について理解することができる。		
	31 情報社会における自分の責任や義務について理解することができる。			
	32 健康の面に配慮した、情報メディアとの関わり方について理解することができる。			
	B 思考力・判断力・表現力等	問題解決・探究における情報活用	33 問題の解決に向け、条件を踏まえて情報活用の計画を立て最適化し、解決に向けた計画を複数立案し、評価・改善しながら実行することができる。	
			34 調査を設計し、情報メディアの特性を踏まえて、効果的に情報検索・検証することができる。	
			35 目的や状況に応じて統計的に整理したり、「考えるための技法」を組み合わせることで活用したりして整理することができる。	
			36 目的に応じ、情報と情報技術を活用して、情報の傾向と変化を捉え、問題に対する多様な解決策を明らかにすることができる。	
			37 目的や意図に応じて情報を統合して表現することができる。	
			38 統合した情報をプレゼンテーション、Webページ、SNSなどやプログラミングによって表現・発信、創造することができる。	
			39 情報及び情報技術の活用を効率化の視点から評価することができる。	
40 意図する活動を実現するために手順の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのかを論理的に考えることができる。				
C 学びに向かう力・人間性等			情報活用	41 事象を情報とその結び付きの視点から捉えようとする。
				42 物事を批判的に考察し判断しようとする。
				43 条件を踏まえて情報及び情報技術の活用の計画を立て、試行しようとする。
				44 情報及び情報技術を創造しようとする。
				45 情報及び情報技術の活用を効率化の視点から評価し改善しようとする。
				46 情報に関する個人の権利とその重要性を尊重しようとする。
				47 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを踏まえ、行動しようとする。
	48 情報セキュリティの確保のための対策・対応の必要性を踏まえ、行動しようとする。			
	49 仮想的な空間の保護・治安維持のための、サイバーセキュリティの重要性を踏まえ、行動しようとする。			
	50 情報社会における自分の責任や義務を踏まえ、行動しようとする。			
	51 情報メディアの利用による健康への影響を踏まえ、適切に行動しようとする。			
	52 情報通信ネットワークの公共性を意識して行動しようとする。			
	53 情報や情報技術をより良い生活や持続可能な社会の構築に活かそうとする。			

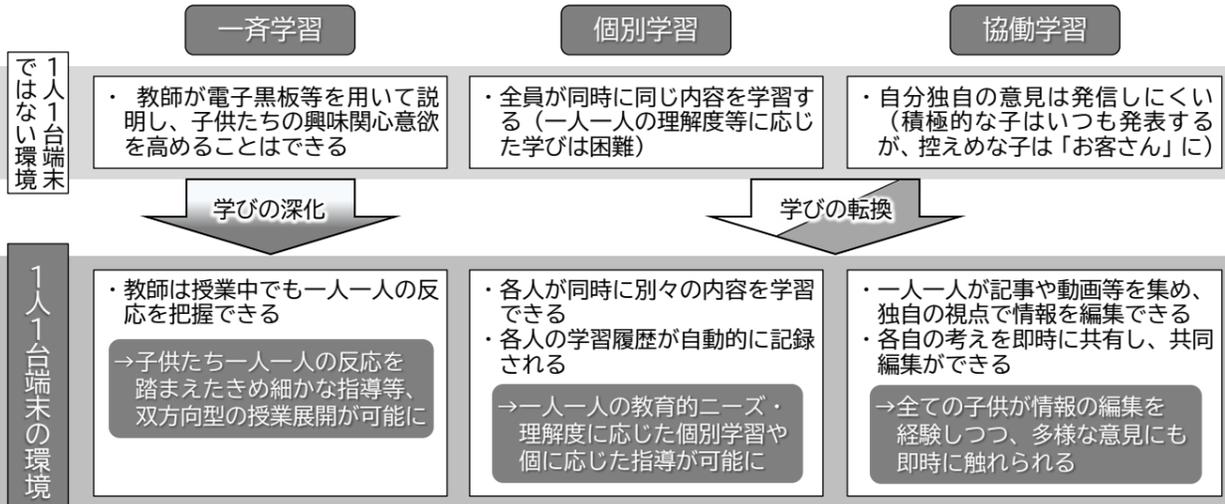
【資料2】 教科指導等におけるICT活用

GIGA
スクール
構想

- 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

これまでの教育実践の蓄積 × ICT = 学習活動の一層の充実
主体的・対話的で深い学び

「1人1台端末・高速通信環境」がもたらす学びの変容イメージ



- ◎ICTの特性や強みを生かし、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ること。
- ◎情報活用能力を発揮させることにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつなげること。
- ◎情報技術を児童生徒が手段として学習や日常生活に活用できるようにするため、各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。

STEP 1

“すぐにでも” “どの教科でも” “誰でも”
活かせる1人1台端末。

- 検索サイトを活用した調べ学習
- 文書作成、プレゼンテーションソフトの利用
- 一斉学習の場面での活用
- 一人一人の学習に応じた個別学習
- ・問題を一瞬で配布したり、学び合いやまとめ・振り返りの際に一瞬で記述内容を転送し、一覧表示や拡大表示によって共有したりすることができる。
- ・習熟度に応じた学習や様々な特性を持った児童生徒に対する細やかな対応ができる。

STEP 2

教科の学びを深める。
教科の学びの本質に迫る。

- 授業中での活用
(例) ・算数数学：関数や図形などの変化の様子を可視化して、繰り返し試行錯誤する。
・社会：国内外のデータを加工して可視化したり地図情報に統合したりして深く分析する。
・保健体育：各自の視点で、ゲームの撮影動画を確認することでチームの特徴に応じた作戦を考える。
- 教師の活用
(例) ・遠隔教育による活用
校外の専門家との連携や小規模校の児童生徒が多様な考えに触れる機会を設定する際等に活用する。
・蓄積された教育データの活用
学習履歴（スタディ・ログ）を蓄積・分析・利活用することにより、児童生徒へのきめ細かい支援につなげる。

PCを「教具」から「文房具」へ
教師の指示に頼らず、筆記用具やノートを使うように、

学習場面に応じたICT活用の分類例

(教育の情報化に関する手引(文部科学省)より)

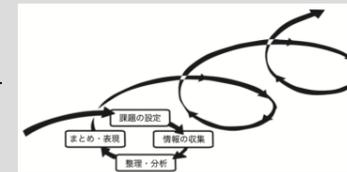


A 一斉学習		B 個別学習		C 協働学習	
A1 教師による教材の提示 電子黒板等を用いた分かりやすい課題の提示	B1 個に応じた学習 一人一人の習熟の程度などに応じた学習	B2 調査活動 インターネット等による調査	C1 発表や話し合い 考えや作品を提示・交換しての発表や話し合い	C2 協働での意見整理 複数の意見や考えを議論して整理	
B3 思考を深める学習 シミュレーション等を用いた考えを深める学習	B4 表現・制作 マルチメディアによる表現・制作	B5 家庭学習 タブレットPC等の持ち帰りによる家庭学習	C3 協働制作 グループでの分担や協力による作品の制作	C4 学校の壁を越えた学習 遠隔地の学校等との交流	

STEP 3

教科の学びをつなぐ。社会課題等の解決や一人ひとりの夢の実現に活かす。

- ICTを含む様々なツールを駆使して、各教科等での学びをつなぎ探究する。



課題の設定	実社会の問題状況に関わる課題、進路や教科等、横断的な課題などを設定
情報の収集	文献検索、ネット検索、インタビュー、アンケート、実験、フィールドワーク等
整理・分析	統計による分析、思考ツール、テキストマイニング等で分析
まとめ・表現	論文作成、プレゼンテーション、ポスターセッション、提言等で発信

児童生徒自身が個々の興味・関心に応じた異なる目標に向けて、どのような方向性で学習を進めたら良いかを考えながら、学習を深め、広げる。
(『学習の個性化』)

児童生徒がこれまでの経験を振り返ったり、これからのキャリアを見通したりしながら、自ら適切に学習課題を設定し取り組んでいく。

工夫次第で、学びの可能性は無限大に。

学習者中心のICT活用
学習の道具として児童生徒が必要に応じて使用する

▶▶ 家庭学習 × 1人1台端末 ▶▶

- ◎ドリルアプリ等で習熟を図ったり、興味・関心に応じて調べ学習を行ったりするなど、家庭学習の質を充実させる観点で活用することができます。
- ◎クラウドに保存した授業のデータにアクセスし、その日の学習内容を復習したり、板書の写真をもとにノートにまとめたりするなど、学びを振り返るためのツールとして活用することができます。
- ◎臨時休業等の非常時における学びの継続を円滑に行う観点で活用することができます。
(※非常時を想定して準備を行い、「そなえる」ことが大切です。)

【参考資料】

- ①文部科学省 StuDX Style
<https://www.mext.go.jp/studxstyle/>
- ②学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料(令和3年3月 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/senseioun/mext_01317.html
- ③いわて学びの改革研究事業
<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/ippan/gyousei/1058329/index.html>



教師主導によるICT活用

児童生徒主体のICT活用

3 豊かな心の育成

取組の
方向性

- ① 自他の生命を大切にし、他者の人権を尊重する心の育成
- ② 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じた豊かな心の育成
- ③ 学校における文化芸術教育の推進

道徳教育の充実

※いわて道徳教育ガイドブック

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page/001/028/251/doutokukyoku.pdf



校長の方針の下、学校の重点や方向性について共通理解し、道徳教育推進教師を中心とした組織的な推進体制により、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実を図る。

- 将来に対する夢や希望、自己の人生や未来を拓いていく力を育む源として、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うようにする。
- 学校の重点に基づく道徳教育全体計画を踏まえ、道徳科を要とした学校全体における道徳教育の充実・深化に向け、東日本大震災津波からの復興への歩みや関連体験を通して、かけがえのない生命や自らの存在の大切さなど、人間としての生き方についての自覚を深めるようにする。
- 先人の残した優れた業績とそれを生み出した精神に学び、郷土の伝統と文化を大切にするとともに、受け継がれてきた精神性や考え方を尊重する態度を育てる。
- 道徳性を育む観点から、現下の状況を踏まえ、いじめや差別等の防止や安全確保等にも資するよう留意し、学校教育全体で行う道徳教育を通して、自立した人間として他者とよりよく生きることができるようになる。

1 学校組織としての取組の充実

各学校における道徳教育の目標を踏まえ、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心とした機能的な推進体制を構築し、研修を充実させながら、全教職員が協力して道徳教育を推進する。

2 全体計画、指導計画の改善及び活用

全体計画、指導計画が、児童生徒や地域等の実態、保護者や教師の願い等を踏まえ、学校の道徳教育の重点を踏まえた明確で実効性のあるものになっているか確認、改善し、実際に活用しながら計画的に道徳教育を推進する。

体験活動の充実

集団宿泊活動や職場体験活動、ボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を通して、児童生徒の思いやりの心や規範意識、協調性、責任感、感性など豊かな人間性を育むようにする。

- 児童生徒が社会や地域における貴重な体験を通して、様々な人々と関わり合いながら、達成感や有用感を得ることができるよう、多様な体験活動を推進する。
- 「集団宿泊活動」「職場体験活動」については、学校の実態や児童生徒の発達の段階を考慮しつつ、その教育効果が表れるような日数や時数を確保し、集団生活の在り方や人間としての生き方などについて、望ましい体験を積むことができるようにする。
- 「ボランティア活動」については、地域での社会貢献活動などを通して、他の人々や社会のために役立つとともに自分が価値ある存在であることを実感できるようにする。

文化芸術教育の充実

心豊かに生活する基盤をつくるため、文化芸術教育を推進し、児童生徒が文化芸術に親しみながら、理解を深められるようにする。

- 文化芸術への理解を深めるため、郷土の伝統文化の体験や継承活動に取り組む機会及び様々な文化芸術の鑑賞会等の機会を充実させる。
- 各教科・領域との関連を図りながら、教育課程全体で伝統や文化に関する指導の充実を図る。
- 地域の伝統や文化に関する内容の重視と児童生徒の発達段階に応じた指導を工夫する。
- 地域人材等の活用による活動の充実と地域と児童生徒が一体となった活動を推進する。

3 豊かな心の育成

人権教育の推進

※「人権教育に関する特色ある実践事例」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/jirei/1321696.ht



児童生徒が権利をもつ主体であり、大人と同じ一人の人間として基本的人権を有することを理解、尊重した上で、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができるような実践的態度や行動力を育成する。

1 「子どもの権利」の理解

※こども基本法説明資料 <https://www.cas.go.jp/jp/houan/220622/77setsume.pdf>

- 全てのこどもは、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的取り扱いを受けない。
- 全てのこどもについて、年齢や発達の程度に応じて、意見を表明する機会、社会活動に参画する機会が確保される。
- 全てのこどもについて、年齢や発達の程度に応じてその意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮される。

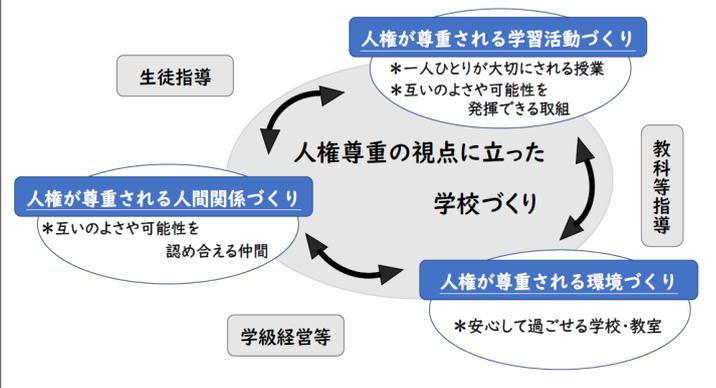
※人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]

2 人権が尊重される学校づくり

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm

※ 学校の雰囲気は、教職員同士、教職員と児童生徒、児童生徒同士の人間関係、教職員の日常的な言動等によって作られることを自覚し、人権を尊重する雰囲気を意識的、積極的に醸成する。

【参考】人権尊重の視点に立った学校づくり



- 教科等指導、生徒指導、学級経営など、教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進める。
- 児童生徒の主体的な学級参加等を促進し、人権が尊重され、安心して過ごすことのできる学校を実現・維持するための環境整備に取り組む。
- いじめや暴力等に毅然とした指導を行うとともに、互いのよさや可能性を認め合える人間関係づくりに努める。

- 個別的な人権課題（外国人、アイヌの人々、性的指向や性自認等に係る偏見・差別、インターネット上の誹謗中傷等）を踏まえ、いじめや偏見・差別等を防ぐ取組を積極的に推進する。

3 人権が尊重される学習活動（授業）づくり

- 児童生徒の感情や考えを焦らず、慌てず、最後まで聴く姿勢を持つ。
- 児童生徒の言葉や行動の内容の是非を性急に判断せず、その背後にある心情や意味を理解するよう心がける。
- 児童生徒の発言や活動の様子を観察し、学習過程でのつまずきに伴う不安を受容して解決の見通しを示すなど、常に、受容的・共感的な姿勢・態度で接する。
- 児童生徒が有用感・成就感を実感できるよう、互いのよさや可能性を認め合う活動を意図的に仕組む。

【人権が尊重される授業づくりの視点例】

○ 自己存在感を持たせる支援を工夫する。

個に応じた課題や改善方法を提示する等、教師自身が一人一人を大切にしている姿勢を示す。

○ 共感的人間関係を育成する支援を工夫する。

教師の意図と異なる考えを抑圧したり切り捨てたりせず、一人一人が自由に発言できる雰囲気づくりを行うことを通して「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気をつくる。

○ 自己選択・決定の場を工夫して設定する。

互いの学習の仕方やまとめ方を交流する機会を設けるなど、発達段階や実態に応じて、児童生徒が学習教材、学習方法や表現方法等、自己の学びに関して選択・決定する機会を提供する。

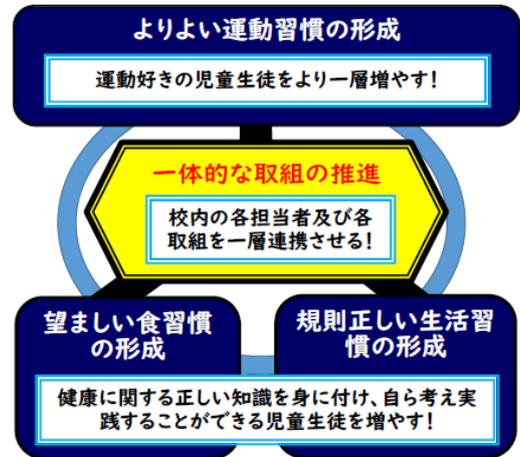
4 健やかな体の育成

取組の
方向性

- ① 豊かなスポーツライフに向けた学校体育の充実
- ② 適切な部活動体制の推進
- ③ 健康教育の充実

体力の向上や健康の保持増進を図ることは、活力ある生活を送る上で重要な要素であり、学力の向上や情緒の安定にも影響を与えるものである。

令和4年度から新たに取り組んでいる「60（ロクマル）プラスプロジェクト」は、これまでの「希望郷いわて元気・体力アップ 60 運動」を発展させ、運動習慣、食習慣及び生活習慣を相互に関連付けた一体的な取組を組織全体で推進することを通して、一人ひとりのよりよい生活の確立を目指すものである。



取組1 児童生徒の健康の保持・増進に向けた対策の充実

① 「60（ロクマル）プラスプロジェクト」の推進

児童生徒の体力向上及び肥満予防・改善に向け、学校と家庭、地域が連携し、「よりよい運動習慣」、「望ましい生活習慣」及び「規則正しい生活習慣」の形成に向けた取組を一体的に推進することで、健やかな体の育成につなげる。

取組の推進にあたっては、新チャレンジカードの活用による児童生徒の意識付けを図ることや、各種調査結果や県教委作成指導資料等の情報共有・活用をはじめとする、各習慣形成に係る担当者を中心とした学校全体の、より連携した取組の充実を図る。

② 運動やスポーツの多様な楽しみ方や価値の共有

オリンピック・パラリンピックに関する教育などにより、運動やスポーツへの興味・関心を高める取組を推進するとともに、児童生徒が体力や技能の程度、年齢や性別及び障がいの有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう体育・保健体育授業の改善を図る。

③ 現代的な健康課題への対応

第五次薬物乱用防止5か年戦略の目標の一つである「青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用防止」の達成に向け、小学校における喫煙・飲酒を含めた薬物乱用防止教室の開催を推進する。

また、がん教育の充実を図ること等により、生涯を通じて健康的な生活を送るための力を育成する取組を推進する。

取組2 適切な部活動体制の推進

① 「岩手県における部活動の在り方に関する方針」（改定版）の理解浸透

基準を踏まえた部活動休養日や活動時間の徹底など、部活動の方針等について教職員、保護者及び外部指導者等が共通理解を図る機会を設定する。

② 自主的・自発的な活動の推進

学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、生徒の自主的・自発的な活動及び多様な活動の実現に向けた仕組み・環境づくりを推進する。

健
や
か
な
体
の
育
成

課
題

運動する子どもとそうでない子どもの二極化傾向
全国平均を上回る肥満傾向児童生徒の割合

5 特別支援教育の推進

取組の
方向性

- ① 就学から卒業までの一貫した支援の充実
- ② 各校種における指導・支援の充実
- ③ 教育環境の充実・県民理解の促進

「いわて特別支援教育推進プラン（2019～2023）」による、「共に学び、共に育つ教育」の推進

つなぐ ～就学から卒業までの一貫した支援の充実～

早期からの継続した教育支援体制の整備

- 就学に関する保護者への事前の情報提供と就学支援、就学後の合理的配慮や学びの場等の継続した検討・調整を行う。
- 学校と保護者等とが、児童生徒の教育的ニーズや目標、指導・支援方法等について「個別の指導計画」を活用しながら確認し、「引継ぎシート」により児童生徒の様子や支援内容等を進学先に引き継ぐ。
 - ※ 「引継ぎシート」の活用に向けて、作成・運用についての理解を深める。
 - ※ 「個別の教育支援計画」に含まれる内容を「個別の指導計画」に取り入れられたり、それらの内容が記載されている用紙を「個別の指導計画」と一緒にファイリングしたりしている場合についても、「個別の教育支援計画」としてみなす。

いかす ～各校種における指導・支援の充実～

特別支援学校による地域支援

- 適時性・継続性等の視点による段階的な支援（小中学校等内での一次支援、近隣校や関係教育委員会、特別支援教育中核コーディネーター等による二次支援、特別支援学校の継続型訪問支援等を活用した三次支援）を行う。
- 特別支援教育コーディネーター連絡会による研修等を活用し、各校における指導・支援の充実や特別支援教育コーディネーターの専門性向上につなげる。

地域の特別支援学級等の充実

- 中学校区単位や地域の中心的役割を果たしている特別支援学級を核とした授業交流・研修等を実施する。

各校種の特別支援教育の推進

- 総合教育センターの研究成果物等を活用し、児童生徒を中心に据えた学級経営、授業づくりを行う。

教職員等の専門性の向上

- 国立特別支援教育総合研究所、総合教育センター、特別支援学校等の研修を活用し、特別支援教育に関する専門性向上につなげる。

交流及び共同学習の充実

- 「心のバリアフリーノート」を活用（文部科学省 HP からダウンロード）しながら、「交流籍」を活用した交流及び共同学習、小中学校等の特別支援学級に在籍する児童生徒との交流及び共同学習、スポーツ活動や文化芸術活動を通じた交流及び共同学習（作品の交換等による間接的な活動を含む）等により、すべての学校で交流及び共同学習を実施する。

支える ～教育環境の充実・県民理解の促進～

小・中・義務教育学校等における教育諸条件の充実

- 特別支援学級、通級指導教室の整備や適切な教育課程の編成を行う。

共生社会の形成に向けた県民の理解

- 県民向け公開講座（子どもの未来支援セミナー）や、特別支援教育サポーター養成講座（盛岡みたけ支援学校、花巻清風支援学校、気仙光陵支援学校の3会場開催）、スポーツ・文化芸術に関する各種事業について、地域の方へのさらなる周知を行い、積極的な参加につなげる。

6 いじめ問題・不登校対策等への確かな対応

取組の
方向性

- ① いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対応
- ② 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進
- ③ 児童生徒の健全育成に向けた対策の推進

いじめ問題への対応

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止対策や、学校いじめ対策組織を中核とした組織的な指導体制の充実により、いじめ事案に対して適切に対処する。

- 教職員の共通理解のもと、「学校いじめ防止基本方針」の具体的展開を進める。
- いじめ防止等について、児童生徒による実践的な活動の充実を図る。
- 教職員の資質向上を図るため、『いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル』（岩手県教育委員会）、いじめ対策に係る事例集（文部科学省）等を活用した研修を実施する。

※『いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル』（岩手県教育委員会）
http://www1.iwate-ed.jp/09kyuu/tantou/tokusi/ijime_manual/ijime_manual.pdf
 ※いじめ対策に係る事例集（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/09/25/1409466_001_1.pdf

マニュアル

事例集



不登校対策

不登校の未然防止、早期発見・適切な対応を推進するため、教育相談体制の一層の充実や関係機関と連携した教育機会の提供等により、児童生徒に寄り添った不登校対策の推進を図る。

- 不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、個に応じた具体的な支援を行う。
- 児童生徒が不登校になってからの事後的な取組だけでなく、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指した取組を行う。（発達支持的生徒指導の推進）
- 教育相談担当者（コーディネーター）が主導となって臨機応変に会議を開くなど、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携した学校教育相談体制を整備し、支援体制の充実を図る。

情報モラルに関する指導

児童生徒がデジタル社会等において健全な生活を送るため、情報モラル教育の推進や保護者への啓発活動により、児童生徒が適切な情報活用に関する能力や規範意識を身に付ける取組を推進する。

- インターネットやSNSの利用率、携帯情報通信端末の所持率の上昇が進む中、情報モラルに基づき正しく判断し活用できる資質・能力を身に付けるため、教員研修を実施したり効果的な実践事例を情報共有したりすることで、情報モラルの指導に生かし、情報モラル教育の充実を図る。
- 児童生徒を被害や有害情報から守るため、情報モラルに係る児童生徒向けの指導資料を配付するとともに、インターネット利用ルールに関する普及啓発活動を保護者や地域、関係団体等と連携して取り組む。

幼児児童生徒の心のサポートの充実

※いわて子どものこころのサポート

http://www1.iwate-ed.jp/09kyuu/tantou/tokusi/h23_kokoro_s/kokosapo_top.html



1 教員研修

- 臨床心理士等を派遣して、学校・地域の実態やニーズに対応した教員研修を実施する。

2 人的支援等

- スクールカウンセラー、並びにスクールソーシャルワーカーの配置を継続する。

3 心とからだの健康観察

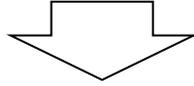
- 8～9月に全県で「心とからだの健康観察」を実施するとともに、その結果を詳細に分析し、経年による変化を踏まえた中長期にわたる支援を進める。

令和5年度いじめ対策に係る重点

【重点目標】

実効的に機能する「学校いじめ対策組織」を構築し、 組織的にいじめの未然防止・適切な対処に当たる

児童生徒の生命・心身を守り、尊厳を保持するために、学校いじめ対策組織が中核となり、以下の3点について重点的に取り組む。



【重点取組】

1 未然防止：いじめが起きにくい学校・学級風土づくり

- ア 全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導を充実させる。(児童生徒の自発的・主体的な発達の尊重、発達過程の支援、等)
- イ 授業や行事の中で、全ての児童生徒が安心して過ごし、存在感や充実感を感じられる心の居場所を提供する。(役割を与える、よさを認める、等)
- ウ 授業や行事の中で、全ての児童生徒が主体的・共同的に取り組む絆づくりの場を保障する。(主体的に話し合う場の保障、認め合う機会の保障、等)
- エ 道徳教育、人権教育、特別活動等を意図的・計画的に取り組むことで、人格や生命を尊重する態度を養う。(生命尊重ポスターの活用)

2 適切な対処：早期発見と解消に向けた適切な対処

- ア 「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づいた各校の学校いじめ防止基本方針に即して取り組むとともにその改善を図る。
- イ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。
- ウ 平素から教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。
- エ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

3 研修の充実：教職員の資質能力向上を図る校内研修の充実

- ア 『いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル』(岩手県教育委員会)、『いじめ対策に係る事例集』(文部科学省)等を効果的に活用し、いじめ対策の一層の充実に取り組む。
- イ 研修は、年間計画に組み入れ複数回実施し、教職員全員の共通理解を図る。
- ウ 教職員は情報モラル教育に係る実践・研究を進め、児童生徒や保護者への啓発につながる実践を充実させる。

※ 国及び本県の「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けること」としていることから、**学校評価において目標の達成状況を評価し、その結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善**を図ること。

教科の指導と生徒指導

授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場であることを意識し、児童生徒の発達を支える。

- 自己存在感の感受を促進しながら、個別最適な学びを実現し、どの児童生徒も分かる授業を行う。
- 互いに認め合い・励まし合い・支え合える共感的な人間関係を育成する授業を行う。
- 児童生徒が授業場面で自らの意見を述べたり、自ら考え、選択、決定したりできるよう、自己決定の場を提供する授業づくりを行う。
- 児童生徒の個性が尊重され、一人ひとりの児童生徒が安全・安心に学べるように、学級・ホームルーム集団が児童生徒の「心の居場所」になるよう努める。

生徒指導提要(改訂版)

生徒指導リーフ

※生徒指導提要(改訂版)(文部科学省) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

※生徒指導リーフ leaf.1「生徒指導って何?」(国立教育政策研究所) <http://www.nier.go.jp/shido/leaf>



7 学びの基盤づくり

- 取組の方向性
- ① 目標達成型の学校経営の推進
 - ② 魅力ある学校づくりの推進
 - ③ 教育への情熱と高い志を持つ有為な人材の確保・育成、資質向上
 - ④ 安心して学べる環境の整備・学校安全の推進

家庭・地域との協働による学校経営

1 明確な達成目標を掲げ、家庭・地域と協働する開放的で個性的な学校づくり

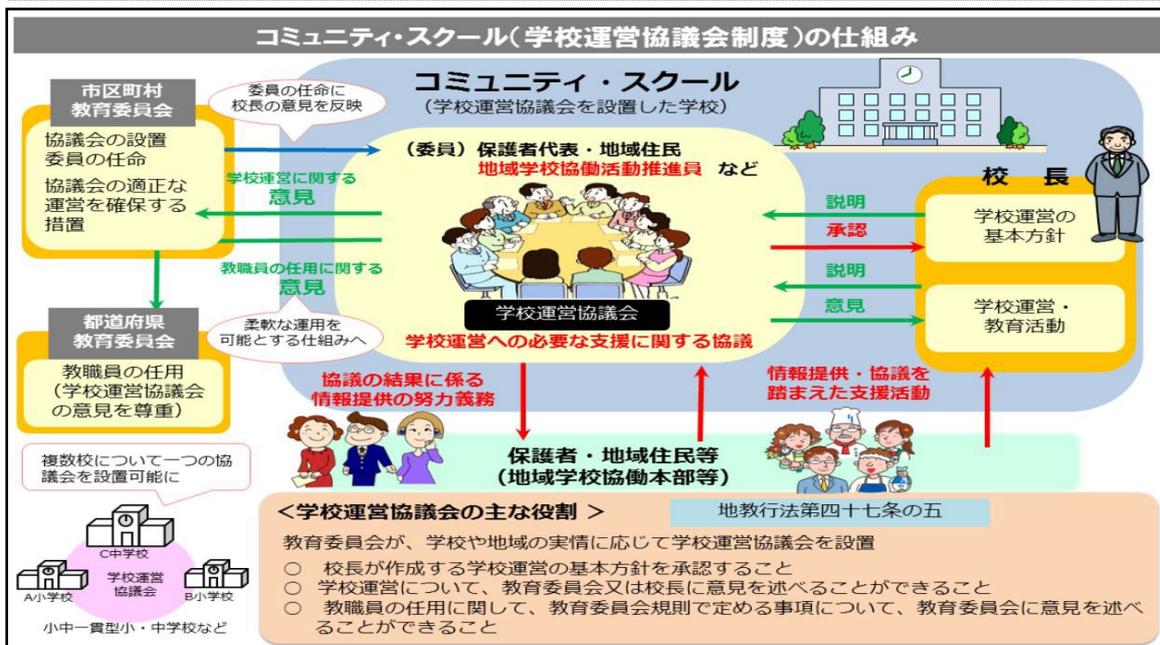
(目標達成型の学校経営の取組の継続とコミュニティ・スクールの推進)

- (1) 検証可能な目標達成型の学校経営の推進
- (2) 学校・家庭・地域との連携・協働による教育の推進

「まなびフェスト」を活用した「学校評価」の取組

目標達成型の学校経営の取組の推進には、「学校評価」を学校経営計画の改善に生かすことが必要。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度) ※「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(第47条の5)」に基づく体制
 保護者をはじめ、多様な地域の団体や機関の代表から構成される「学校運営協議会」を設置する学校をコミュニティ・スクール(CS)と呼び、学校と保護者、地域住民等がともに知恵を出し合い学校運営に意見を反映させることで、地域と一体となって特色ある「地域とともにある学校づくり」を進める体制である。
 本県においては、既存の「学校評議員制度」や「いわて型CS」の発展的な体制や取組と位置付け、地域や学校の実状に応じた連携・協働の取組が始まっている。



※コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について
 「まなびネットいわて」→「CS(コミュニティ・スクール)情報」
<https://manabinet.pref.iwate.jp/hp/>



2 教員等の資質向上

令和4年8月31日に、文部科学省において「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」が改正、それに併せて「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」が策定され、「主体的な教師の学び」、「個別最適な教師の学び」、「協働的な教師の学び」といった「新たな教師の学びの姿」が示された。

このことを受け、岩手県教育委員会では、**教員等育成指標を改訂し、新たな研修体系に基づく研修計画を策定し、「学び続ける教師」として教員が主体的に自らの資質向上を図っていくことのできる研修制度を構築した。**

- ・ 新たな研修制度(中堅教諭等資質向上研修の対象者の見直し、ステージアップ研修<前期・後期>の実施)
- ・ 研修履歴の蓄積と活用
- ・ 対話に基づく受講奨励(教師と管理職との対話)

3 「社会に開かれた教育課程」の実現

(1) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの三つの側面

- ・児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。
- ・教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
- ・教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

(2) 資質・能力の育成を目指した全ての教職員で創り上げるカリキュラム・マネジメントの推進

- ・学校として育成を目指す資質・能力を明確にし、グランドデザイン等により学校の特色を示した上で、教職員と児童生徒、保護者、地域と共有していくことが重要であること。
- ・全ての教職員が「カリキュラム・マネジメント」の必要性を理解し、日々の授業等についても、教育課程全体の中での位置付けを意識しながら取り組む必要があること。

【参考】いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031 (抜粋)

魅力化協働パートナーとともに 特色ある教育課程を通じて 多様な生徒の学習意欲を喚起しながら可能性及び能力を最大限に伸長する 質の高い いわての高校教育			
各高等学校に期待される役割	全校共通の視点	魅力化協働パートナー	教育課程の特色化の例 (この他にも学校の特色に応じて多様な探究活動が可能)
地域連携 ○ 地域を支える人材の育成など、地方創生において重要な役割を担うことが期待される普通科等を設置する高校 ○ 生徒の多様な進路希望に対応できるように地域資源の活用による各系列の教育内容の充実が期待される総合科を設置する高校	○ 職業や進路希望する生徒の進路の実現 ○ いわての特色ある教育(いきま、かかむら、そなえる) ○ 主体的・協働的・探究的な学び	地域の行政機関、事業者、地域活性化に取り組む機関・団体及び個人	地域課題探究 現在及び将来の地域社会が抱える課題や地域の魅力に着目し、地域課題の解決に向けて、地域人材との連携・協働や地域資源の活用等により、実践的・探究的な学びを推進 グローバル探究 現代的な諸課題のうち、現在及び将来の地域社会が有する課題等をより広範な視点から探究的に取り組む学びを推進
学術・国際連携 ○ 様々な分野の専門人材やグローバル人材等の育成を含め、生徒の多様な進路希望に応じた教育内容の充実が期待される普通科や理数科等を設置する高校 ○ 体育、音楽、美術、外国語、国際関係等、特色ある教育内容の充実が期待される学科・学系を設置する高校		大学等、国の機関又は国際機関、国際的な活動に取り組む機関・団体及び個人	学際融合探究 文理の枠を超えて、学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色・魅力ある学びを推進 国際融合探究 グローバルな視点で各分野の学びを深化させ、国際的な機関等と連携してローカル(地域)とグローバル(国際)を融合させた学びを推進
産学連携 ○ 本県産業の振興を担う人材の育成に向けて、多様な専門分野(農業、工業、商業、水産、家庭、福祉等)における教育内容の充実が期待される専門学科・総合科を設置する高校		企業、産業技術研究機関、産業振興に取り組む機関・団体及び個人	先進技術探究 IoTやAI等、Society5.0の到来を視野に入れて、各分野において絶えず進化する専門知識・技能を実践的なものづくり教育を通じて習得し、持続可能な産業の発展に寄与する人材育成に向けた学びを推進 地域産業探究 地域の産業機関と連携・協働しつつ、地域や地域産業の抱える課題解決に向けて、生徒や地域の実態に応じた実践的・探究的な学びを推進

いわての高校魅力化グランドデザイン for 2031 (岩手県立高等学校に関するスクールミッション) の策定について
<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/koutou/1047683.html>
<http://www2.pref.iwate.jp/~hp1595/>



学校安全の確実な推進

※第3次学校安全の推進に関する計画(令和4年3月25日閣議決定)

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1419593_00001.htm



学校安全の活動は、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の各領域を通じて、「安全教育」、「安全管理」、「組織活動」という3つの主要な活動から構成されている。

1 目指す姿

- (1) 全ての児童生徒等が、**安全に関する資質・能力**を身に付けること。
- (2) 学校管理下における児童生徒等**死亡事故の発生件数について限りなくゼロとすること。**
- (3) 学校管理下における児童生徒等の**負傷・疾病の発生率について、障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること。**

2 推進のための方策と重点

- (1) 学校安全に関する組織的取組の推進
 - ・学校経営における学校安全の明確な位置づけ
 - ・学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの構築
- (2) 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進
 - ・コミュニティ・スクール等、地域の多様な主体と密接に連携・協働
 - ・子どもの視点を加えた安全対策も推進
- (3) 学校における安全に関する教育の充実
 - ・児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実
 - ・地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実
 - ・現代的課題に関する教育内容の学校安全計画への位置づけの推進
- (4) 学校における安全管理の取組の充実
 - ・安全点検に関する手法の改善
 - ・重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- (5) 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等
 - ・事故情報や学校の取組状況など学校安全に係るデータを活用した学校安全の「見える化」
 - ・各学校の教職員等の意識を高める日・習慣の設定等、学校における安全文化の醸成

岩手県教育委員会
危機管理マニュアル



消費者教育

消費者被害が多様化・深刻化している状況を踏まえ、社会をたくましく生きていくため、「自ら考え自ら行動する」自立した消費者の育成を目指し、日常生活の中での実践的な能力を育むことができるよう学習活動の充実を図る。

1 消費者教育と教育内容の理解

- 消費者教育推進法（H24）の趣旨の理解
- 学習指導要領における消費者教育に関する教育内容の理解

※学習指導要領における消費者教育に関する主な内容(抜粋)

https://www.mext.go.jp/content/20201027-mxt_kyousei02-20201027110736_2.pdf



2 自立した消費者の育成を目指した授業づくり

- 自らの消費が環境や経済等に影響を与えることの理解と適切な商品等やサービスを選択できる力の育成
- 商品等やサービスの安全性や購入時の事故、危険への対処等に関わる正しい情報や知識の習得
- 将来を見通した意思決定に基づき、自らの生活の管理と健全な家計運営をすることができる力の育成

主権者教育

単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育成する。

1 主権者教育と教育内容の理解

- 主権者教育推進の背景と経緯等の理解
- 学習指導要領における主権者教育に関する教育内容の理解

※文部科学省・主権者教育推進会議(令和3年3月)「今後の主権者教育の推進に向けて(最終報告)」

https://www.mext.go.jp/content/20210331-mxt_kyoiku02-000013640_1.pdf

※新しい学習指導要領における主な記述等

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/142/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2019/01/28/1412759_1.pdf



2 主権者教育推進の視点

- 教育課程全体を通じた、児童生徒が自分の意見を持ち、他者の意見と折り合いを付けながら合意形成を図る過程の充実
- 教科等間の内容の関連を図った指導
- 児童会活動、生徒会活動やボランティア活動の充実
- 地域の身近な課題など現実の社会的事象の教材化及び専門家、家庭・地域との連携

環境教育

自分自身を取り巻く全ての環境に関する事物・現象に対して興味・関心をもち、意欲的に関わる中で、環境に対する豊かな感性を育み、問題解決の過程を通して環境に関する見方や考え方を育むとともに、持続可能な社会の構築に向けて積極的に参加・実践する力を育てる。

1 各教科等の特性を生かした指導

- 環境に関する基本的な知識の習得
- ESDやSDGsとの関連を踏まえた学習の推進
- 環境に関する見方や考え方の育成
- 地域住民、専門家等の外部人材の活用

2 豊かな体験活動の推進

- 環境に働きかける実践力の育成
- 身近な現象に目を向けた取組の推進

3 環境ワークブック（副読本）の活用

- 県内全小学校第5学年へ配付されている副読本の活用の推進

4 環境教育指導資料の活用（国立教育政策研究所）

[幼稚園・小学校編] https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/kankyo_k_n_eb.pdf

[中学校編] <https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/20170215.pdf>

幼稚園・小学校編

中学校編



学校図書館教育／国際理解教育等／小規模・複式教育 指導の要点

学校図書館教育

読書活動が、児童生徒の学習の基盤となる言語能力や情報活用能力を育む上で重要なものであることを踏まえ、読書センター・学習センター・情報センター機能をもつ学校図書館を計画的に利活用し、読書活動の充実を図る。

1 読書活動の充実

- 学校図書館の計画的な利活用を位置付けた各教科等の年間指導計画の整備
- ブックリスト「改訂版いわ100きつず」「改訂版いわ100」を活用した読書活動の充実
- 児童生徒一人ひとりの読書目標の設定や読書状況の把握

2 学校図書館の整備・充実

- 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づく、学校図書館図書標準の達成、新聞の配備、学校司書配置の促進
- 蔵書の質を担保するための図書選定基準及び図書廃棄基準の策定
- 児童生徒にとって魅力ある学校図書館、居場所となる開かれた学校図書館の整備・充実
- 公立図書館や地域、保護者との連携

国際理解教育・帰国外国人児童生徒等教育

伝統と文化を尊重し、郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養い、国際社会において主体的に行動できる人材を育成する。

1 持続可能な社会の担い手としての資質能力を目指した指導の充実

- 実社会における国際理解及び多文化共生の在り方についての理解を深め、国際社会に参画していこうとする意欲を育むことのできる指導の充実
- 地域の特徴や資源を生かした活動、地域人材の活用

2 日本語指導の適切な指導・支援の充実を図る

- 帰国・外国人児童生徒等が、適切な教育課程の編成のもと、児童生徒個々の将来の夢の実現に向けて、必要な資質・能力の育成を実現できる体制を構築する。
- 支援体制の構築、教育課程の編成を推進し、DLA等の評価ツールを活用し、児童生徒の現在の実態把握を確実にを行うとともに、適切な指導や支援の在り方を検討すること

※学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について（通知）

平成26年1月（指導計画、個別の支援計画等様式例）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1341903.htm

※外国人児童生徒等の教育のための情報検索サイト

「かすたねっと」のURL <https://casta-net.mext.go.jp/>



小規模・複式教育

小規模校や複式学級を有する学校の特徴を積極的に生かし、学校、家庭、地域が連携協力した特色ある教育活動を展開するとともに、児童生徒一人ひとりのよさを生かす個に応じた指導の充実に努める。

1 学校、家庭、地域が連携協力した特色ある教育活動の展開

- 地域に根ざし、地域の文化や伝統、自然環境を生かした教材や体験活動の充実
- 近隣の小学校や校区の中学校等と連携した教育計画の立案と実践（集合学習、交流学习、遠隔授業、異校種間交流等）

2 児童生徒一人ひとりのよさを生かす個に応じた指導

- 少人数・複式学級など学校の特徴を生かした指導計画の改善・充実並びに学習指導過程の工夫
- ICTの活用による間接指導時における自立的・協働的な学習の充実
- 「岩手の小規模・複式指導ハンドブック」の活用

※複式指導資料「岩手の小規模複式指導ハンドブック」

<https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kyouiku/gakkou/shouchuu/1006371.html>



各教科等の指導の要点

国 語

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 国語科で育む資質・能力（指導事項）を明確にし、言語活動を通して指導すること
- 単元の評価規準を踏まえ、児童生徒の学習状況を適切に見取って指導改善につなげること
- 日常の読書活動に結び付くよう、国語科における読書活動の充実を図ること
- ☆ 各領域における学習過程を踏まえて ICT の活用場面を考え、積極的に指導と評価に役立てること

【今年度の重点】

1 言語活動を通して指導するために

- 国語科で育む資質・能力（指導事項）に基づいた単元の目標を設定すること
- 言語活動例を参考にして、目標を実現するために適した言語活動を位置付け、課題解決の過程を重視した単元を構想すること

2 児童生徒の学習状況を適切に見取って指導改善につなげるために

- 当該単元において、内容や時間のまとまりで評価場面や評価方法を計画すること
- 各評価場面において、評価する児童生徒の学びの姿を具体的に想定すること
- 「主体的に学習に取り組む態度」の評価場面を適切に設定し、粘り強い取組をする側面と自らの学習を調整する側面の両面から指導と評価を行うこと

3 読書活動の充実を図るために

- 〔知識及び技能〕(3)の「読書」に関する指導事項と関連を図りながら、単元に読書活動を積極的に位置付け、多くの本や新聞の情報を活用する指導を行うこと

 「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.6、中 p.30

小学校



中学校



社 会

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 単元等の内容のまとまりを通して、どのような資質・能力の育成を目指すのか、そのためにどのような社会的な見方・考え方を働かせるのか明確にし、課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること
- 評価したことを教師の指導改善に生かし、児童生徒の学習改善につなげることを通して、「指導と評価の一体化」を一層推進すること
- ☆ ICT を適切に活用し、指導と評価の充実に役立てること

【今年度の重点】

1 社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動の充実

- 児童生徒の問題（課題）意識を醸成し、社会的な事象等から学習問題（課題）を見いだすことができるよう留意すること
- 学習問題（課題）に対する予想（自分の考え）をもとに、問題（課題）解決の見通し（調べる視点や方法）をもって協働的に追究する学習活動を設定すること
- 児童生徒がどのような社会的な見方・考え方を働かせる（どのような視点に着目して、どのような方法で考えたり選択・判断したりする）か吟味し、資料や発問を工夫すること
- 調査や諸資料から必要な情報を適切に収集し、読み取り、まとめることができるよう、意図的・計画的に指導すること
- 追究した社会的な事象の特色や相互の関連を（多面的・）多角的に考え、表現したり、自分の学びを振り返ったり新たな問いを見いだしたりできるように、学習過程などを工夫すること

2 「指導と評価の一体化」の推進

- 評価規準、評価場面や評価方法を吟味した、単元の「指導と評価の計画」を作成、活用すること
- 児童生徒の学習状況を単元の途中で適切に見取り、フィードバックしたり、指導、支援したりした上で、自らの学習を調整しようとする機会を確保すること

3 ICT の適切な活用

- ICT を活用する意図や目的を明確にし、国内外のデータを加工して地図情報に統合し、深く分析することで社会科の本質に迫ったり、学習履歴を蓄積することできめ細かい支援につなげたりすること

 「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.8、中 p.32

小学校



中学校



各教科等の指導の要点

算数・数学

わかる授業

【授業改善に向けて】

- どのような数学的な見方・考え方を働かせ、どのような数学的活動を通して、どのような数学的に考える資質・能力を育むのかというねらいを明確にして授業づくりをすること
 - 「目標と指導と評価の一体化」の視点から、児童生徒の学習の成果を的確に捉え、学習評価を児童生徒の学習改善と教師の指導改善につなげること
- ☆ ICTを活用する場面を適切に選択し、学習の効果を高めること

【今年度の重点】 「どの子も伸びる授業」の実現を目指して

できる

わかる

使える

1 「単元の指導と評価の計画」を作成し、活用する

- 単元で育成したい資質・能力を明確にし、その評価場面や評価方法を吟味すること
- 設定した評価方法や評価問題から、授業展開における重点を明確にして指導すること
→「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック補助資料【中学校数学】の活用
- 「指導に生かす評価」の日常化を図り、評価した結果を指導にフィードバックすること

2 数学的に考える資質・能力を着実に育成する

- 粘り強く学習に取り組んだり、自らの学習を調整したりする姿を引き出す展開を工夫すること
- 問題を自立的、協働的に解決する学習場面を適切に設計すること
- 児童生徒の学習状況を適切に見取り、肯定的な声かけを行うこと
- 誤解やつまづきを表出させ、その解消を図ること
- 諸調査結果の分析を指導に生かすこと
→「全国学調報告書」「授業改善の手引(県学調)」「いわて五ツ星の授業づくり」等の指導資料の活用

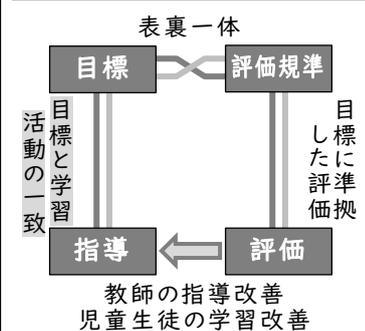
3 算数・数学を学ぶ楽しさや、数学的に考えるよさを実感できるようにする

- 学んだことを活用したり、統合的・発展的に考えたりする場面を積極的に取り入れること
- 振り返りの場面で、数学的な思考過程を明らかにし、適切に価値付けること

4 1人1台端末等のICTを活用し、算数・数学をよりよく学べるようにする

- 算数・数学の学習過程との関連で活用すること(デジタル教科書、授業支援ツール等の活用)
- 算数・数学で育成を目指す資質・能力との関連で活用すること
(図形アプリ、グラフアプリ、デジタルコンテンツ等の活用)

目標と指導と評価の一体化



数学科参考資料

- ①「いわて五ツ星の授業づくり (H30)
- ②「指導と評価の一体化」に向けた
ハンドブック補助資料【中学校数学】(R4)

《①②掲載先》

岩手教育情報交流ネットにログイン
→上段メニューの《教育事務所》のタブ
をクリック
→一番下の「県教育委員会事務局」内の
「学習評価【補助資料】(中学校数学)」
フォルダ内に学年ごとに格納



各教科等の指導の要点

理 科

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 単元等のまとまりの中で育む資質・能力を明確にし、理科の見方・考え方を働かせた問題解決の活動（小）、科学的に探究する活動（中）を設定すること
- 理科の授業で学習したことを、日常生活や社会と関連させ、理科を学ぶ意義や有用性を実感させること
- ☆ 理科の特質に応じて、ICT を活用する場面を適切に選択し、効果的に活用すること

【今年度の重点】

1 問題解決の（科学的に探究する）活動を充実させる

- 児童生徒が問題（気付きや疑問など）を見だし、予想・仮説を検証するための方法等、学習問題（課題）解決への見通しをもてるよう工夫する。
- 児童生徒が観察、実験等、充実した体験活動を保障した指導計画を工夫する。
- 予想（仮説）、解決方法の発想（立案）、考察する場面では、既習事項や生活経験、観察、実験結果を基（根拠）に自分の考えをまとめる場を設定し、その上で話し合い（説明）ができるように工夫する。
- 予想（仮説）通りにならない場面では、原因を考え、新たな解決方法を発想しながら、粘り強く学習問題（課題）を解決させたりするように工夫する。
- 対話的な学びの場を位置付け、自分の考えの発表や、友達の考えと比べることにより、自分の考え等を評価したり改善（自己調整）したりできるように工夫する。

2 日常生活や社会との関連を重視する

- 学習を通して獲得した知識を実際の自然や日常生活に適用できるようにして、「理科を学ぶことの意義や有用性」を実感できるように工夫する。

3 「指導と評価の一体化」が位置付いた授業づくりを充実させる

- 単元等のまとまりを通して、目標や指導計画を作成し、評価場面や評価方法等を計画する。
- 授業の終末の場面では、「振り返り」を丁寧に行い、児童生徒一人ひとりに自分の学びや変容に気付かせるように工夫する。

📖 「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.12、中 p.36

小学校



中学校



生 活

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 2年間を見通した指導計画により、生活科の単元の特徴を大切にし、妥当性・信頼性のある評価を行い、授業改善につなげていくこと
- 活動や体験を通して、低学年らしい思考や認識や意欲等を確かに育成し、次の活動へつなげる学習活動を展開すること
- ☆ ICT 機器を計画的に活用し、生活科の指導と評価に役立てること

【今年度の重点】

1 具体的で必然性のある学習活動を展開するため、児童の実態や地域の実情に応じた指導計画の工夫・改善を図ること

- 各学校の身近な資源を活用し、それらを児童が自分との関わりで捉えるような年間指導計画を作成した上で、児童が思いや願いを実現していく学習活動を柔軟に構想し実施すること

2 教科等横断的な視点で教育課程を編成し、低学年教育の充実を図るとともに、中学年以降の教育へ円滑に接続すること

- 0歳から18歳までの学びの連続性に配慮し、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を生かしてスタートカリキュラムを編成・実施するとともに見直しを図ること
- 合科的・関連的な指導の展開により、児童の主体的な活動の実現を図ること

3 児童の思いや願いを育み、気付きの質を高める学習活動を展開し、評価すること

- 児童一人ひとりの思いや願いに基づいた活動や体験を通して、児童の気付きの質が高まるよう、伝え合いや振り返りなどの手立てを講じること
- 評価計画を立て、評価規準を具体的な児童の姿として表すとともに、評価を判断する根拠を明確にして評価の妥当性や信頼性を高めること

📖 「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）p.14



各教科等の指導の要点

音楽

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 児童生徒にどのような資質・能力を育むのかを明確にして授業をすること
- 児童生徒が主体的に音や音楽を聴き取り（知覚し）、そのよさや特質を感じ取り（感受し）ながら、思いや意図をもって音楽表現を工夫して、歌ったり、楽器を演奏したり、音楽を創ったりするとともに、鑑賞で聴き味わいながら理解を深める授業をすること
- 児童生徒が目標を実現している具体的な姿（状況例）を想定して授業をすること
- ☆ 児童生徒が様々な感覚を関連付けて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるように、授業のねらいに応じて ICT を効果的に活用すること

【今年度の重点】

- 1 音楽活動を通して「音楽的な見方・考え方」を働かせ、資質・能力の育成を目指すこと
 - 音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を聴いて、どのような感じがしたのか、そのように感じた根拠は何かを、音や音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉えさせること
 - 捉えたことを言葉や音楽活動を通して思考・判断し、思いや意図をもって主体的に表現を工夫するなどして自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けさせること
- 2 「指導事項」と〔共通事項〕を必ず位置付け、指導の明確化、焦点化を図ること
 - 「指導事項」と〔共通事項〕に関わる「思考・判断のよりどころとなる音楽を形づくっている要素」を明確化し、指導内容を焦点化すること
 - 児童生徒が何を学び、どのような力を身に付ければよいか分かるように、学習のねらいを具体化し、そのねらいに沿ったまとめと評価を行い、授業改善に生かすこと
- 3 目標を実現している児童生徒の姿（状況例）を想定すること
 - 児童生徒の具体的な発言や記述、技能等の状況例を想定し、評価、授業改善を行うこと
 - 児童生徒の状況に応じて指導や手立てを工夫し、児童生徒が自らの学習を調整しながら学べるようにすること

📖 「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.16、中 p.38

小学校



中学校



図画工作・美術

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 育成する資質・能力を明確にし、児童生徒と課題を共有しながら「やるべきこと」を確かめ、「やりたいこと」「やれること」が、「やれた」という学びの実感につながるような授業改善を図ること
- 形や色の特徴や働きを造形的な視点で捉え、自分にとっての意味や価値をつくりだし、学習を深められるように指導をすること
- 生活の中の造形や美術文化への関心を高め、理解を深めることができるように指導すること
- ☆ 自分の成長やよさ、可能性など、学びを実感できるように ICT を効果的に活用すること

【今年度の重点】

- 1 「やれた」という学びの実感につながる授業改善の視点
 - 「やるべきこと」：目標と指導事項を基に学習課題を明確にし、児童生徒が学習を通して何を解決するのかという「やるべきこと」をつかむことができるようにすること
 - 「やりたいこと」：児童生徒が、主題や表し方の工夫などを見付け、自己決定する学習活動を保障し、主体的に「やりたいこと」を試行錯誤しながら、自分との対話や他者との対話、対象そのものとの対話を通して、表現を追求できるようにすること
 - 「やれること」：児童生徒の学習状況を適切に捉え、指導や支援に生かすことで、「やれること」を児童生徒が十分に実現できるようにすること
- 2 「造形的な見方・考え方」が働くような学習活動の展開
 - 〔共通事項〕の視点を基にして、造形的なよさや美しさなどを感じ取ったり考えたりできるような学習課題や発問を構想し、「造形的な見方・考え方」が働くような学習活動を展開すること
 - 感じ取ったことや考えたことを伝え合うなどの言語活動を充実させ、児童生徒の見方や感じ方、考え方を広げたり深めたりする学習活動を展開すること
- 3 生活の中の造形や美術文化への関心を高める工夫
 - 生活や社会とのつながりに気付いたり、考えたりすることができるような学習活動を設定すること
 - 校内に児童生徒作品や美術作品などを掲示し、美的な環境づくりに努めること

📖 「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.18、中 p.40

小学校



中学校



各教科等の指導の要点

家庭

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 中学校家庭分野への接続を意識し、問題解決的な学習過程の中で、実践的・体験的な学習活動を充実させ、実感を伴った理解と生活場面での知識及び技能の活用を目指すこと
- ☆ ICT を効果的に活用し、個別最適な指導の充実を図ること

【今年度の重点】

- 1 問題解決的な学習と実践的・体験的な活動の充実を図ること
 - 活用できる能力として、「分かって・できる」という基礎・基本の習得を目指すこと
 - 生活を見つめることを通して、日常生活から問題を見いだして課題を設定すること
- 2 生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を明確にし、授業を設計すること
 - 各内容の導入的な学習で「生活の営みに係る見方・考え方」の視点を意識させること
 - 授業で目指す児童の具体的な姿を設定し、題材全体を通して「思考・判断・表現」を評価できるように意図的、計画的に題材を構成すること

「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）p.20



技術・家庭

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 学校における学習と家庭や社会における実践との結びつきに留意して適切な題材を設定し、生徒自らが生活や技術に関心をもち、実践的・体験的な活動を通して習得した知識及び技能が、生活の自立につながるように活動を組み立てること
- 生徒の実態に応じた内容や活動を準備し、自ら問題を見出して課題を設定し、解決を図る問題解決的な学習を一層充実させること
- ☆ 課題解決に向け、協働での意見整理の場面、振り返りなどでの活用、見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連させてより深く理解するために ICT 活用を進めること
例：ポートフォリオ的な振り返りの入力、ファイルを共有した協働作業、プログラミングや CAD を利用したシミュレーション等

【今年度の重点】

分野共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 履修学年や指導内容を適切に配列して、3 学年間を見通した指導計画、題材の目標及び評価規準、指導と評価の計画を作成すること <ul style="list-style-type: none"> ○ 「内容のまとまりごとの評価規準」の考え方等を踏まえて、題材の目標と評価規準を作成すること ○ 授業では、目指す生徒の具体的な姿を設定し、教師の授業改善や生徒の学習改善につながるよう、指導と評価の一体化を図ること 2 新たな課題へ主体的に取り組む態度を育む視点から、授業を構成すること <ul style="list-style-type: none"> ○ 製作、調理、観察・実験、見学などの実践的・体験的な活動を重視すること ○ 学習シート、レポート、対話や発表等、生徒の思考を可視化する手立てや機会の位置付けとその評価を通して言語活動の充実を図り、思考力・判断力・表現力等の育成に努めること
技術分野	<ol style="list-style-type: none"> 3 技術分野ならではの学びを通して、目指す資質・能力を育成すること <ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒が技術の見方・考え方を働かせ、社会からの技術に対する要求と、開発・利用時の安全性、自然環境に関する負荷、開発・利用に必要な経済的負担等の相反する要求の折り合いを付け、最適な解決策を考えることができるという技術分野ならではの学習展開に努めること ○ 各内容に沿った題材の評価規準を学習活動に即して具体化すること
家庭分野	<ol style="list-style-type: none"> 3 よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造する資質・能力の育成を目指すこと <ul style="list-style-type: none"> ○ 「課題を解決する力」を育む学習過程になるように題材を構成し、生活の営みに係る見方・考え方を働かせる授業を目指すこと ○ 小学校家庭科の指導内容を把握し、高等学校の学習を見据えて授業を構想すること

「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）技術分野 p.44、家庭分野 p.46

技術



家庭



- ※<家庭>、<技術・家庭>においては、安全管理、安全・衛生指導の徹底が授業の前提条件であること。
- 例：（１）施設・設備、機器・工具類等の日常的な点検・整備、及び環境整備（換気や整理整頓等）の徹底
 （２）防護眼鏡や防塵マスク等、作業内容に応じた適切な保護具の使用の徹底
 （３）感染症防止のため、児童生徒同士が近距離で活動する調理実習の実施検討や共用教具使用前後の手洗いの徹底

各教科等の指導の要点

外国語活動・外国語

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 「言語活動を通して」外国語活動・外国語の目標、領域別の目標の達成に向けて指導すること
- 「内容のまとまりごとの評価規準」を設定し、「指導と評価の一体化」を一層推進すること
※外国語活動の「内容のまとまり」…三つの領域 ※外国語の「内容のまとまり」…五つの領域
- 小・中学校の円滑な接続を図るとともに、高校以後の学びへのつながりを意識すること
- ☆ ICTを積極的に活用し、指導と評価の充実に役立てること
- ☆ オンライン研修や英語力評価ツール等を活用し、教師自身も「新しい時代の英語の学び方」を体験し、児童生徒の自律的な学びのモデルとなること

【今年度の重点】

- 1 「言語活動を通して」外国語活動・外国語の目標、領域別の目標の達成に向けて指導すること
 - 目的や場面、状況等を明確に設定した言語活動を通して、児童生徒が主体的に自分の思いや考えなどを表現したり伝え合ったりしたくなるようなゴールの活動を工夫すること
 - 言語活動を通して、児童生徒が「伝えたい内容」と「内容を表すための英語表現」の両方について思考・判断するなど、使いながら言語材料等の定着が図られるよう工夫すること
- 2 「内容のまとまり（各領域）ごとの評価規準」を設定し、「指導と評価の一体化」を一層推進すること
 - 単元の評価規準に基づき、バックワード・デザインによる指導計画とすること
 - 予め設定した評価場面や評価方法に基づき、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に生かす評価を行うこと
- 3 ICTを積極的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的実現及び指導と評価の充実に役立てること
 - 意図や目的を明確にした上でICTを活用し、言語活動や評価の充実に図ること

📖 「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.24、中 p.48

小学校



中学校



【諸調査結果より】①R1全国学力・学習状況調査(中) ②R3英語教育実施状況調査より

- ① 聞いたり読んだりして得た情報について、その概要や要点を適切に把握したり、自分の意見や感想、賛否やその理由などを話したり書いたりする等、**統合型の問題に課題**
⇒知識・技能等を**実際のコミュニケーション場面において効果的に活用する体験**が必要
- ② 本県は全国平均に比べてパフォーマンステストの実施割合が高いが、CAN-DO リスト形式による学習到達目標を設定している割合と、公表、把握に関する割合に**大きな差**
⇒単元で使用するワークシート形式での配布等により、年度や学期または単元で何ができるようになればよいか児童生徒と共有したり、定期テストやパフォーマンス等の実施により、設定した学習到達目標の達成状況を客観的に把握したりしながら、児童生徒と**目標を十分に共有して学ぶことができているか再確認**が必要

【各校種で重視するポイント】

小学校

- 校内研修を通して**全教員**が授業づくりの基本的考え方等を理解し、学級担任、専科教員、ALTが連携し、深い児童理解を基にそれぞれの**強み**を生かした授業を行うこと
- 児童の進学先となる中学校及び同一中学校区内の小学校との**連携**を充実させること
- 学年ごとの学習到達目標をCAN-DOリスト形式で設定すること等により、英語を用いて何ができるようになるか、児童と共有する工夫を行うこと

中学校

- 小学校の外国語の授業を定期的に参観するなど、域内の小学校外国語の推進状況を把握し、1年時の**円滑な導入**に資すること ※3～6学年の学習状況（学習履歴）を把握すること
- 英語による授業を行うことを基本とし、生徒一人ひとりの英語力の定着状況を把握しながら、着実に個々の力が伸びるための手立てを講じること
- 家庭学習と連動した授業により、自律的な学習を促すこと

📖 文部科学省 YouTube 公式チャンネル

- 「なるほどなっとく小学校外国語」
①教科指導の留意点 ②学習評価 ③授業づくりのポイント



- 「外国語教育はこう変わる！」



各教科等の指導の要点

体育・保健体育

わかる授業

【授業改善に向けて】

- 生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現につながるよう、学年や校種の系統性を踏まえて年間指導計画及び単元計画を見直すこと
- 学習指導要領解説の内容を確認し、各観点における指導内容を明確にした上で、単元計画の作成や教材の工夫を行うこと
- 「指導と評価の一体化」に向けて、指導する事項及び評価の観点と評価方法を明確にし、いつ、何を、どのように評価するのかを計画すること
- ☆ ICTを活用し、個に応じた指導の充実を図ること

【今年度の重点】

小学校

- 1 新しい単元に入る前には、次の点を確認すること
 - 前年度の指導内容 ○児童の意識（好き・嫌い） ○指導資料の掲載内容
- 2 単位時間においては、運動を通じた試行錯誤の学習時間を十分に確保すること
 - 説明や指示内容の整理 ○準備や後片付けの指導 ○待機時間の削減

中学校

- 1 諸調査結果を活用し、自校の生徒の実態に応じた指導の充実を図ること
 - 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（質問紙） ○県体力・運動能力調査
- 2 運動の多様な楽しみ方を共有すること
 - 体力や技能の程度、性別や障がいの有無等を超えて楽しむための学習方法の工夫
 - 原則として男女共習による学習



「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.22、中 p.42

小学校



中学校



特別の教科 道徳（道徳科）

【授業改善に向けて】

- 児童生徒が、道徳的価値の理解を基に、自己をみつめ、物事を多面的・多角的に考えることができるよう、指導の意図を明確にして授業を構想、実践し、児童生徒の内的資質を養うこと
- 学校全体で「評価の視点」を共有し、児童生徒一人ひとりの個人内の成長の過程を重視し、児童生徒が自らの成長を実感するような評価を目指すこと
- ☆ ICTを効果的に活用し、指導と評価の充実に役立てること

【今年度の重点】

1 指導の意図を明確にした授業構想

- 学校の道徳教育の全体計画及び指導計画に基づき授業を構想し、計画的、発展的な指導を行うこと
- ねらいとする道徳的価値（内容項目に含まれるもの）について、学習指導要領に基づき、明確な考えをもつこと
- ねらいとする道徳的価値について、日頃どのような指導を行ったか、その結果としての児童生徒のよさや課題を確認し、本時で学ばせたいことを明らかにすること
- 授業者の意図、児童生徒の実態を基に、教材をどのように活用し、どのような学習を行うのか明らかにすること

【留意すべき諸側面】※道徳科の目標に明記

- ① 道徳的諸価値を理解（価値理解、人間理解、他者理解）する
- ② その理解をもとに自分を見つめる
（自分のこととして自分自身との関わりで考えを深める）
- ③ 物事を（広い視野から）多面的・多角的に考える
- ④ 自己の（人間としての）生き方について考える

道徳性を養うために行う学習活動
※道徳性を構成する諸様相

- ・道徳的判断力
- ・道徳的心情
- ・道徳の実践意欲
- ・道徳的態度

2 児童生徒が自らの成長を実感するような評価

- 道徳科の評価の視点を学校全体で共有し、評価の考え方について共通理解を図り、資料や方法等を明確にしながら組織的に推進すること
- 児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に見取り、よさを認め、励ます個人内評価を行うこと

※いわて道徳教育ガイドブック

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page/001/028/251/doutokukyouiku.pdf



各教科等の指導の要点

総合的な学習の時間

【授業改善に向けて】

- 全体計画に基づく学習活動により、児童生徒にどのような資質・能力が育っているか、各学校での振り返りを行う過程を確実に設定すること
- 自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するため、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うにふさわしい探究課題となっているか確認すること
- ☆ ICT 活用が情報活用能力等の育成と密接に関わる領域であることを共通理解すること

1 「探究的な学習の過程」を一層重視した指導計画とすること

- 探究課題の解決を通して育成を目指す資質・能力が、他教科で育成する資質・能力と相互に関連付けられ、実社会・実生活の中で総合的に活用されることを想定すること
- 年間や、単元など内容のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るように指導計画を作成すること
- 高等学校における教科等横断的な学習の中で重点的に取り組むべき STEAM 教育も、幼児期や小・中学校における学びの充実がその土台となっていることを認識し、児童生徒自身が主体的に学習テーマや探究方法等を設定することを重視すること

2 カリキュラム・マネジメントの軸となり得る学習活動であるか確認すること

- 各教科等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら課題の解決に向けて取り組む横断的・総合的な学習を行うとともに、体験活動や ICT の活用による情報の収集・整理・発信などの学習活動を通して、個別最適な学び、協働的な学びの実現を目指すこと
- 学習の基盤となる資質・能力を育むために、考えるための多様な技法を活用すること



「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.26、中 p.50
『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開』文部科学省
(令和3年度小学校編、令和4年度中学校編)



特別活動

【授業改善に向けて】

- 特別活動における「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の視点を意識して、特別活動で育成を目指す資質・能力を明確にすること
- 集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、特別活動の内容の特質に即して児童生徒が自ら考え、参画意識を高めていくような自主的、実践的な活動を展開すること
- 児童生徒のよさや可能性を多面的・総合的に評価できるようにすること
- ☆ 特別活動の学習の一層の充実を図るため、ICT を効果的に活用すること

【今年度の重点】

特別活動の全体目標と各活動・学校行事の目標の関係を踏まえて、それぞれの活動の特質を生かした指導計画を作成し、指導の充実を図っていくこと

1 育成を目指す資質・能力を明確にした指導を行うこと

- 主として何をめざすかについて、児童生徒の実態や課題等から適切に判断し、内容の焦点化・重点化を図り、活動を明確にすること

2 各教科等の学びを実践につなげること

- 各教科等で育成した資質・能力を、集団や自己の課題の解決に向けた実践の中で活用することにより、実生活や実社会で生きて働く汎用的な力に高めること

3 学級や学校の文化を創造すること

- 楽しく豊かな学級や学校の文化を自発的、自治的に創造することを通して、協働的な実践的活動を充実させること

4 児童生徒が自信を持ったり、意欲を高めたりすることにつながる評価とすること

- 内容のまとまりごとの評価規準を作成し、教職員で共通理解を図ること
- 児童生徒一人ひとりのよさや可能性を積極的に評価すること

5 新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと

- 学級活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるようキャリア・パスポートを活用すること



「指導と評価の一体化」に向けたハンドブック（岩手県版）小 p.28、中 p.52



【資料3】 教員としての資質向上のためのチェックリスト

教員として		チェック日	
チェック項目		1学期末	2学期末
時代や社会の変化に応じて求められる資質を高めようと、自ら学ぼうとする姿勢を持ち続けていますか。			
児童生徒に対する深い愛情と人権意識を持って、一人一人の児童生徒と真剣に向き合っていますか。			
様々な状況でも感情をコントロールしながら、粘り強くチャレンジ精神を持って、様々な課題解決に取り組んでいますか。			

学習指導について		チェック日	
チェック項目		1学期末	2学期末
学校で育む資質・能力に基づき、教科等横断的な視点で教育課程を実施・改善していく視点を持っていますか。			
各教科等で育む資質・能力を明確にして、「指導と評価の一体化」を意識しながら授業改善に取り組んでいますか。			
児童生徒が主体的に学ぶ、学習者中心の授業を実践していますか。			
「いわての授業づくり3つの視点」に基づいた授業を実践していますか。			

生徒指導について		チェック日	
チェック項目		1学期末	2学期末
カウンセリングマインドを持ち、児童生徒との信頼関係を築きながら、個と集団を高めることを意識して指導していますか。			
児童生徒一人一人の人格や多様な価値観を尊重しながら、児童生徒の自己指導能力を育成していますか。			
児童生徒理解に基づき、多様性を踏まえながら、それぞれの可能性や活躍の場を引き出す指導を行っていますか。			

マネジメント力について		チェック日	
チェック項目		1学期末	2学期末
学校内外の教育資源を効果的に活用し、学校経営計画のもと、評価・改善の視点を持って業務を推進していますか。			
事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を持っていますか。			
学校の目指す児童生徒像や教育ビジョンを保護者や地域住民と共有し、目標の実現に向けて連携・協働していますか。			

復興教育・キャリア教育について		チェック日	
チェック項目		1学期末	2学期末
東日本大震災津波の教訓を継承し、郷土を愛し、その復興・発展を支える人材の育成に取り組んでいますか。			
児童生徒に総合生活力と人生設計力を育成するために、教育活動全体を通じてキャリア教育を推進していますか。			

特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への教育について		チェック日	
チェック項目		1学期末	2学期末
障がいに関する理解を深め、個に応じた指導・支援や多様な価値観等に配慮した指導・支援を心がけていますか。			
多様性と包摂性の視点を持ち、児童生徒一人一人の発達特性を踏まえた支援の工夫を行っていますか。			

ICT活用について		チェック日	
チェック項目		1学期末	2学期末
授業や家庭学習などで、日常的に児童生徒が1人1台端末を活用する学びを展開していますか。			
教科の学びの本質に迫るために、ICTを効果的に活用していますか。			
児童生徒が学校内外の様々な場面で、ICTを主体的に活用しながら学びを広げたり深めたりするよう促していますか。			

今年度の私の研修計画

期 日	研修・研究会等の名称	会 場
/		
/		
/		

